

平成19年 9月27日

平成19年 9月27日

標 茶 町 議 会
議案第44号・第45号・第46号・第47号
審査特別委員会記録

於 標茶町役場 議場

議案第44号・第45号・第46号・第47号審査特別委員会記録目次

第1号（9月27日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第44号 平成19年度標茶町一般会計補正予算	5
議案第45号 平成19年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	14
議案第46号 平成19年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	14
議案第47号 平成19年度標茶町病院事業会計補正予算	15
総括質疑	
越 善 徹 君	17
田 中 敏 文 君	19
平 川 昌 昭 君	23
舘 田 賢 治 君	30
小 林 浩 君	35
川 村 多美男 君	39
深 見 迪 君	42
黒 沼 俊 幸 君	50
閉会の宣告	52

議案第44号・第45号・第46号・第47号審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成19年9月27日（木曜日） 午前10時00分 開会

付議事件

- 議案第44号 平成19年度標茶町一般会計補正予算
- 議案第45号 平成19年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
- 議案第46号 平成19年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第47号 平成19年度標茶町病院事業会計補正予算

○出席委員（15名）

委員長	菊地誠道君	副委員長	黒沼俊幸君
委員	田中進君	委員	越善徹君
〃	伊藤淳一君	〃	後藤勲君
〃	林博君	〃	小野寺典男君
〃	末柄薫君	〃	舘田賢治君
〃	深見迪君	〃	田中敏文君
〃	川村多美男君	〃	小林浩君
〃	平川昌昭君		

○欠席委員（0名）

なし

○その他の出席者

議長 鈴木裕美君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君
税務課長	中居茂君
管理課長	今敏明君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君

商工観光課長	佐藤啓一君
建設課長	井上栄君
水道課長	山口登君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	臼井好和君
教育長	吉原平君
教委管理課長	島田哲男君
社会教育課長	藤岡克己君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	中島吾朗君

(議長 鈴木裕美君委員長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(鈴木裕美君) ただいまから議案第44号・第45号・第46号・第47号審査特別委員会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎委員長の互選

○議長(鈴木裕美君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うこととなっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く。)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員15名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

平川君。

○委員(平川昌昭君) 委員長の互選につきましては、指名推選とし、私からの指名することでお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま平川委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、平川委員からの指名推選に決定いたしました。

平川君。

○委員(平川昌昭君) 委員長には、菊地委員を推薦いたしますので、よろしく取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま平川委員から、委員長に菊地委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には菊地委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時04分

(委員長 菊地誠道君委員長席に着く。)

◎副委員長の互選

○委員長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

平川君。

○委員(平川昌昭君) 副委員長の互選につきましても、指名推選とし、私からの指名することでお取り計らい願います。

○委員長(菊地誠道君) ただいま平川委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、平川委員からの指名推選に決定いたしました。

平川君。

○委員(平川昌昭君) 副委員長には、黒沼委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長(菊地誠道君) ただいま平川委員から、副委員長に黒沼委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には黒沼委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時07分

◎議案第44号ないし議案第47号

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

本委員会に付託を受けました議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号を一括議題といたします。

議題4案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議題4案の歳入歳出予算の補正は歳入と歳出に分け、議案第44号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第44号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 内容審議で伺っておりましたが、今回財産管理費でGISの委託料を計上されておりますが、統合型GISの多分予算措置だと思いますが、前に議員協議会でこの導入につきましては説明を受けておりますが、町長も執行方針で導入目指して今年度やっていくということでした。内容について、どういう内容のシステムになっているのか、今回の予算での内容につきましてお聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長、今君。

○管理課長（今 敏明君） GISの問い合わせということでお答えしたいと思います。

基本的には今、委員がご質問された協議会の中で、今年度のGISの導入について協議をいただいたところですが、GIS本体、いわゆる統合型GIS、議員協議会でご説明申し上げました統合型GISですが、これについては3月の議会でご審議いただいて、いわゆる全体システムという形の中で既に導入契約が終わっています。この部分につきましては、稼働を今月、9月の10日からという予定でございましたけども、いろいろとデータのマッチングの問題ですとかございまして、来月のリリース、いわゆる全職員に対するリリースが来月を予定しているという状況でございます。

今回補正で上げさせてもらいました。今とりあえず財産管理費のほうですから、どうしているかということ、これも3月の議員協議会でご説明させてもらいましたとおり、いわゆる統合型本体のGISのほかに今年度中に現課に特化した個別のGIS、それぞれ統合型GISで執行できない部分のGISのうち、ことしは財産管理システム、それからまだ農地、農用地管理のシステムは今回予算化されていませんけども、基本的には国、あるいは道、その他の団体等の補助金等も模索するという前提がございましたので、この間いろいろと検討しましたが、この財産管理システムについては、予算が該当するものがないということで今回単費で計上させてもらった。この制作委託ですけども、いわゆる財産管理システムですから、財産のデータをコンピューター上に展開できるようなコンバートも含めましてデータ整備を行うというものです。基本的にはどのような内容

かといいますと、基本データ、今税務データ上ですけども、土地が標茶町の財産としておおむね1万2,600筆程度、かなり膨大になっております。それから、大小合わせた公共施設、家屋等ですけども、それについては500前後ということで、これらの部分について今職員がエクセルデータ化をしております。そのエクセルデータ化したものをシステム側に取り込むデータコンバートの委託ということのまず前提でございます。それから、その取り込んだ属性データ、わかりやすく言うと、土地ですと所在ですとか、地番ですとか、地目ですとか、あるいは公有財産ですから、行政財産なのか、普通財産なのか、用途はどういうことなのか、そういったようなものを私ども今職員が手作業で入力しているわけですけども、取り込んできたデータが統合型のGIS上にある、ちょっと難しい話になっちゃって恐縮なわけですけども、既に例えば家屋の現況データですとかそういったものが整備されていますから、建物でいいますとそういった既存にある建物データ、いわゆる図形なわけですけども、それと台帳の属性が必ずしも100%リンクしませんから、そういったもののエラーチェックですとか、建物の図形がないようなものについては図形データを新たに作成するとか、そういったことでもろもろのデータ作成が今回その財産管理のデータ作成費でやるということでもあります。

ちなみに、この部分については、実は先ほど手作業で職員がコンピューター上に入力しているということですけども、極力初期導入経費を下げるということで今職員が盛んにやっているわけですけども、これがもし業者発注で行われたとしたら、業者見積もりの考え方ですけども、おおむね七、八百万円はいくということ、その部分について今職員が一生懸命努力させていただいていると、その結果が、この金額まで圧縮させて、今回補正でご審議をいただく、そんなような内容になってございます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 大変難しい専門的なことも入っておりますから、なかなか住民サービス上のどういう活用をされるかという点につきましては、今年度はその程度だと思っておりますが、今年度につきましては、住民直結のサービスのなものについては反映できないということで受け取ってよろしいですか。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長、今君。

○管理課長（今 敏明君） 説明の足りないところ、申しわけございません。基本的には先ほど言いましたいわゆる全体システム、統合型GIS、これまさに行政の事務の効率化、簡素化というものを指すものです。そして、もう一方では、当然、行政事務が効率、簡素化、いわゆる経費等の削減を図れるということになると、これは住民に対してもかなり、例えば待ち時間の問題、あるいは窓口の極端な話、今は、たらい回ししないとは思っていませんけども、たらい回しですとか、そういったことを避ける、なおかつ高次元のデータの重ね合わせによって新たな高度なサービスが展開できる、そういったものがこの基本システムで実現をする、そのような形になっています。そういった意味では、住民サービスは先ほど言った実は9月10日のリリースが若干今おこなわれていますけども、各課、全職員、基本

的にはLAN上、今職員でLAN上でパソコンつながっているわけですが、その世界では基本的な図形データ等、例えば今既に整備されている土地のデータ、航空写真、それから家屋の現況図、あと道路の中心線、公共施設名、切りないぐらいのデータあるわけですが、そういったものが各職員のパソコンでその場で確認できますから、当然それぞれのセクションの中で、今までは特定の部署、例えば管理課の土地情報であったり、道路の情報ですと基本的には建設課、そんなような形の中で対応していましたが、まずは手始めにそういったそれぞれの窓口の中で最低限の情報が今年度から提供できると。さらに、各課の固有の情報を付加していく中で複数のデータを重ね合わせて今後いろいろとサービスの向上するというので、これについてはいずれにしても今年度初年度でございませうから、時間を重ねるごとに、データを整備するごとに多種多様なサービスが展開できると、そんなふうに考えてございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにございませうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

質疑ございませうか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 3款の今回老人福祉費の需用費では8万3,000円ほどの計上ですが、消耗品としての扱いということですが、内容的にちょっとお聞きしておきます。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 3款2目の老人福祉費の需用費8万3,000円ですが、これにつきましてはふれあい交流センターのほうで管理しております「ぬくぬく号」のスタッドレスタイヤ4本の購入を今回計上させていただきました。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑はございませうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。

質疑ございませうか。

越善君。

○委員（越善 徹君） 12ページの3目13節委託料ですけれども、この簡易犬舎設置業務委託料というのは、この内容についてお知らせをいただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 衛生費の3目環境衛生費の委託料の関係ですが、環境衛生費総体でちょっとお話をさせていただきたいと思っておりますが、実はこれは企画財政課長が予算の説明の中でも野犬掃討ということでご説明をいたしました。野犬掃討については、委員もご承知のとおり、従来から狂犬病予防法、それから町の野犬掃討条例等に基づいて実施してきておりましたが、動物愛護法ができて、本年5月の中に通達が来たわけですが、狂犬病予防法、それから野犬掃討条例につきましては、それぞれ殺処分をするとい

うことが前提になってきておりました。ところが、動物愛護法では抑留した犬、それから捕獲した犬につきましても動物愛護の観点から、すぐ殺処分するのではなく一定の期間里親等を探すなどの措置をなささいということで、厚生労働省と環境省の間で業務の適切な実施についてということで周知がまいました。そのことを含めて従来殺処分ということで特に捕獲した犬についてはおりの中で二、三日飼ってすぐ殺処分していたわけですが、今後の町の掃討条例に基づいて捕獲した犬につきましても、一定期間そのような手だてを取りながら、最終的には殺処分になるものもあるということなものですから、それらの期間捕獲した犬を保護するための簡易宿舎を今回予算要求として計上させていただいたわけです。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 越善君。

○委員（越善 徹君） この内容的には犬舎を1棟だけつくるのか、それとも中身的には何頭分入るのかというようなことをちょっと。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 現在のところ、今考えているのは、1棟で2つに分けまして、10頭前後捕獲した犬を保護できる程度のものにしたというふうに考えております。

○委員長（菊地誠道君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 備品購入費で50万円見えていますけれども、これも同じようにそのつくる犬舎の備品という形なのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 前段話しましたように、今後は捕獲する犬そのものに、従来は捕獲するための道具としては仕掛けのわな、おりですね、それと空気銃による捕獲をしておりました。ただ、空気銃につきましては、先、薬を入れる注射の針そのものが牛に注射する注射針よりも太いというようなことで捕獲する犬に対して非常にダメージを与えるというようなことも含めまして、今回備品購入費では捕獲するための道具としてワンキャッチという、いわゆる棒の先に丸いひもをつけて首にかけてとるもの、それが3丁、それから空気銃にかわって、捕獲する犬にダメージを与えないということで空気銃から吹き矢です。ダメージを与えないということからしますと、これは獣医師、それから動物園等にもいろいろとお話をしながら考えたわけですが、吹き矢を3本、それからおりにつきましては、今回かなり古くなってきてうまく扉が落ちないというようなものもちょっとございますので、それらを2台ということで今回合計50万円を計上したということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 今のお話の中でワンキャッチですか、その器具自体の長さというのはある程度決められていると思いますけれども、そういう野犬を捕らえるときにはその範囲まで近づけるものなのかどうか、ちょっとその辺疑問もあるのですが、備品購入費についてはこの辺にいたしまして、先ほどの犬舎ですけれども、これは設置手間を委託

するわけですか。それを作成して設置して、その撤去までこれは見ているのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 簡易犬のものにつきましては、設置をするということで考えております。設置してやっていくということです。今回といいますか、特に上御卒で飼われている犬の捕獲のためだけでなく、今後野犬掃討で出てくるものも含めてそういう措置をとらなければならないということでございますので、そういう意味では、撤去をするということではなくて設置することを委託するということでございますので、ご理解を願いたいと思います。作成も入ってです。

それから、ワンキャッチの長さですけれども、なかなか野犬の中でも掃討するときに、従来、以前飼い主に飼われていた犬等についてはえさ等を持っていくと近づいてくるものもおります。そういうものについては、そういうワンキャッチというような道具で捕まえたほうがおり等を設置するよりは捕獲しやすいということもございますので、そういうことで長さとしては3メートルぐらいのもので考えております。

以上でございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

林君。

○委員（林 博君） 2項2目のじんかい処理費の中の容器包装再商品化委託料128万円ということでございますけれども、きのうの説明でたしかプラスチックごみの処理というふうに聞いておりますけれども、もう少し詳しく説明いただければありがたいのですけど。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 容器包装再商品化委託料につきましては、本年4月からプラスチック類の収集を始めたところでありまして、これにつきましては、当初私どもが予想した以上に住民の方々の協力が、ご理解もいただきまして、4月から7月までの4カ月間で月平均2.75トン、約11トンのプラスチック類の収集がございました。これに伴ってプラスチック類につきましては再商品化するというので、これらの引き取りの年間、こととしては現在40トンほどこのペースでいきますと処理量になるという予測でございまして、それに伴って委託料を128万円計上させていただいたわけですが、これに伴いまして火葬場の運転日数が可燃物として少なくなってきました。この結果……

（「火葬場じゃないでしょう」の声あり）（笑い声あり）

○住民課長（妹尾昌之君） 済みません、焼却場です。焼却場の運転日数が非常に少なくなつて7月末で7日程度、そのことによって助燃剤であります燃料の軽減、それから電気料に至っては4カ月で27万円ほど減額になっておりまして、前年度と比べて、そういう意味では、焼却場の運転日数を少なくすることによって延命が図られるということ、それから焼却しないことによって二酸化炭素を排出しないということ、そういうことから考えますと、非常に私どもとしては、今回のプラスチック類の収集拡大に当たっては、住民の多大なご協力の結果がこういう予算計上にさせていただいた力だと思っておりますので、ご

理解をいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、5款労働費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 2目の労働諸費、協議会のこの負担金のことなのですが、加盟自治体で割り返していると思うのですけれども、それぞれのどういう計算式で、これら負担金が決められていったのか。それから来年度以降の負担金は、これが変化が出てくるものなのかどうか、伺います。

○委員長（菊地誠道君） 商工観光課長、佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

この負担金の合計額は、釧路市を含めまして8市町村で100万円という総額になります。それで、基本割と人数割、これは市町村圏の事務組合の事務費の算出方法を基本としてございまして、基礎割で、基本割といいますか、釧路市が30%、その他7町村が10%ずつ、この基本割の総体の金額100万円のうちの割合ですが、30%を見込んでございまして、合計30万円、それで標茶町の部分につきましては同じく基本的には3万円という算出が基礎数値で出てまいります。それから、人数割の部分につきましては、残りの70%を算出するというところでございまして、標茶町の部分につきましては季節労働者の基本的な人数が259人ということでございますので、それに掛けた金額が2万9,000円、合わせて5万9,000円ということになります。この部分については、70%ですので、70万円、そして合計が100万円となります。それと、基本的なこの負担金の関係ですが、協議会の中では3年間この数値で推移していこうというふうなことは確認をしております。

（「いいです。」という声あり）

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 林業費の林業振興費では、補正で有害駆除の委託料ということで145万4,000円、当初より若干上乘せておりますが、これは主にシカ対策だとは思いますが、この金額については、どのような内容になっておりますか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 有害鳥獣駆除の内訳についてお答えいたしたいと思います。

今回補正の145万4,000円につきましては、捕獲費の部分で136万9,000円、それから緊急出動費の部分で8万5,000円という内訳になっております。実は、当初予算の中では最大値

を見込まないで、実績を見ながら補てんしていくという、そういう方針のもとに予算要求しておりまして、今回、春期の分の捕獲が終わりまして、後期の捕獲申請をしたわけですが、その春期の部分終わった実績と、それから後期の部分、捕獲許可頭数、最大値捕獲された場合の支出額が若干不足が生じるということで、先ほど申しあげました合計額の145万4,000円を補正させてもらおうというものでございます。

それから、委員おっしゃったとおり、内容的にはエゾシカの部分が一番多いのですけれども、春期の実績で申し上げますと、シカについては390頭、それから野犬は6頭、キツネは19頭、カラスは274羽となっております。それから、後期の許可頭数につきましては、エゾシカが451頭、野犬が85頭、キツネが180頭、カラスが2,160羽となっておりますが、いずれにしても、あくまでも許可頭数、最大値ということで予算要求をさせてもらったところでございます。実質、これにつきましても実績に応じて減額という可能性もありますので、お含みをいただきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 町のほうの規則上では、最近白糠方面ではクマの被害が相当出てきているのです。本町にとりましてはそういう情報はまだないのですが、執行上ではクマ1頭2万円ということで計上しているのです。それで、例えばこれいろんな情報が入ってきてまして、白糠周辺では相当な被害というのが草地も含めて林木も含めてあるのですが、本町についてはそういう情報がもちろんないと思えますが、こういう執行が上がっております以上は対処方法というのは想定もされているのかなと思っておりまして、その点ちょっとこの機会ですので、お伺いしておきます。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） クマの関係なのですけれども、町内の動向で言いますと、ことしについても放牧地内、あるいはゴルフ場周辺で目撃の情報がありまして、その都度地元猟友会の協力もいただきながら、巡視活動を行っております。具体的には、今後の方針なのですけれども、標茶町内においては今のところ人畜に危害が及ぶような、そういうクマの行動は見られませんので、従前どおり目撃情報がありましたら、パトロールを行いながら住民あるいは家畜の安全を守っていく、そういったことで考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

越善君。

○委員（越善 徹君） 今、平川委員の質問に関連するのですが、カラスの駆除なのですが、これについては中山間でも50万円程度の予算を見ているのですが、その辺の調整は、地域的に調整をつけているのかどうか、その辺。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 委員ご指摘のとおり、中山間の直接支払いの中で、協議会のほうからも若干の支出をいただくということで、お話をいただいております。これにつき

ましては、年度当初に町、それから地元猟友会、農業者が集まって意見交換会を行っているのですけれども、その中で、町のこの支出だけでは、弾代だけでも非常に負担が大きいと、カラス1羽落とすのに弾1発じゃ済まないよということで、何とか予算的な措置がないだろうか、そういうところで農家さんの要請にこたえて緊急出動というのが非常に多うございまして、そういう部分で、農家側の負担もできないかということで、中山間のほうでというふうになっております。そういう意味で、調整がついた上での支出となっております。ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、7款商工費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

質疑ございませんか。

越善君。

○委員（越善 徹君） 2目の道路維持費ですけれども、この中の13節委託料、防雪さくの設定ですけれども、これは何カ所ですか。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

防雪さくの通常の、いわゆる新設ではなくて、毎年実施しております町内全域にわたります防雪さくの設定委託でございます。箇所数でございますが、平成18年の24路線58カ所を今基本に考えておまして、この中で、昨年も2カ所ほど地主さんとも協議させていただきまして、様子見させていただきたいという箇所も2カ所ございます。それから、移設図ったところもございます。まだ最終調整今年度についてはついておりませんので、発注までにまたさらに調節して、基本的には、今昨年度の24線58カ所をベースにして物を考えて、その中で調整図って設置したいと考えてございます。

○委員長（菊地誠道君） 越善君。

○委員（越善 徹君） これについては、取り外しは当初予算で見えていますよね。これ、大体こういう多少の調整はあるけれども、箇所的にはおおそ決まっているものですから、当初予算で設置と取り外しと一緒にどうしてこれ見られないのですか。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、取り外しにつきましては、昨年度の今時期設置したものを春先に撤去するという形で予算計上させていただきまして、これまでもずっと、この時期に設置費用を計上させていただいているわけなのですけれども、いわゆるこの間に、ことし設置する箇所と昨年度の部分含めてできるだけ調整を図りながら、最終的に発注を図りたいというこ

とで、予算的には不足にならないような予算で計上させていただきますが、調整はぎりぎりまでさせていただきますので、この時期に予算補正をさせていただいておるところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 越善君。

○委員（越善 徹君） ちょっと変な質問ですけれども、これは設置と取り外しという毎年同じような作業があるのですけれども、これをつけっ放しというわけにいかないのですか。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

防雪さくの設置現在しております中、にいわゆる吹きだめ、畑の中に設置させていたでいる部分が約3,000メートルほどございます。それから、固定式の路肩に設置する吹き払い方式のものを現在進めていっているわけですが、これによりまして、畑の中で設置する部分を徐々に減らしていければなという状態でございます。吹き払いさく、路肩に設置する部分につきましては、委員ご指摘のとおりそのまま設置している状況、羽根を夏場については障害にならないように真っすぐにしたりとか、折り畳んだ状態で設置、そのままです。畑の中は農作業等に影響がありますので、その都度撤去させていただいているという状況でございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、10款教育費について質疑を許します。質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） この機会ですので、1点だけ。教育費の事務局費、2目ですが、今回特別旅費ということで38万6,000円、当初予算で20万弱も出ていましたけど、その機会に聞き漏らしましたので、まことに認識する意味で特別旅費と、特別ですから普通旅費もあるかな、その違いといいますか、今回特別という判断は、どのような形で計上されたのか。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

今回特別旅費ということで、通常旅費という部分でのかかる経費、年間かかる経費は通常旅費ということで計上させていただきますが、特に、特別に発生する旅費については特別旅費として計上させていただいているのが、これまでの慣例となっております。それで、今回は釧路湿原の国立公園20周年記念ということで、オーストラリアの姉妹湿地のほうに釧路市長含めての公式訪問団としての事業が展開されることとなりまして、こちらのほうに参加するという部分での特別旅費の計上でございます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 特別に発生する項目というのは、いろいろ考えられるのですが、今回は教育長のそういう派遣されるということですが、これはそういうことだなど思うのですが、あと考えられる特別に発生するものの扱いというのは過去においてどういうものがありましたか、また考えられるものというのはどうでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

10款教育費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、13款諸支出金について質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、14款職員費について質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、10款地方交付税から21款町債まで一括して質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第2条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、以上で議案第44号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第45号、下水道事業特別会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出、1款総務費の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、歳入、5款繰入金の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、以上で議案第45号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第46号、介護保険事業特別会計補正予算、第1条、保険事業勘定歳入歳出予

算、歳出一括して質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、保険事業勘定歳入歳出予算、歳入一括して質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、第2条、介護サービス事業勘定歳入歳出予算、歳出、1款サービス事業費の質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、介護サービス事業勘定歳入歳出予算、歳入、2款繰入金の質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) 以上で議案第46号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第47号、病院事業会計補正予算、第1条、総則から第3条、資本的収入及び支出まで一括して質疑を許します。

質疑ございませんか。

平川君。

○委員(平川昌昭君) これは、6ページの予算説明書の中のことになりましょうか。説明受けておりましたけども、支出のほうで建設改良費としては、当初予算685万6,000円の計上されていたのですが、今補正の説明では、備荒資金組合のほうに計上の記載上振りかえたと、備荒資金組合のほうの返済では当初決まっていたのだけど、この時期に振りかえて、かつ、その残を単費の備品購入するということで聞いていたのですが、それもう少し記載上のことについて、お聞きをしたいと思います。

○委員長(菊地誠道君) 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長(蛭田和雄君) 予算内容説明のときにも若干説明をさせていただきましたが、今回の建設改良費からその他固定負債償還金への予算の組み替えということでございますが、当初予算で計上させていただきました有形固定資産購入費の685万6,000円につきましては、18年度の備荒資金組合の事業によつての購入分の器械、備品の元金償還が今年度から発生するというところでございまして、当初建設改良費に計上しておりましたが、その後精査をしましたところ、科目の設定が、計上がちょっと不適切だったということが判明いたしまして今回組み替えたものでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長(菊地誠道君) 平川君。

○委員（平川昌昭君）　そういうことですね、この単費の購入器械、備品というのは、特別にこの場合需要があったとかということで50万円計上され、中身はどういうものですか。

○委員長（菊地誠道君）　病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君）　建設改良費の中の器械及び備品購入費50万円を計上させていただきましたが、これにつきましては、予算内容の説明でも簡単に触れましたが、突発的な故障等器械、備品に生じた場合、医療機器ですので、ある程度医療対応について備えなければならないということがございまして、念のために50万円、中身といたしましては、既に故障したものがございまして、シリンジポンプと申しまして、例えば1時間当たりの薬液投与量を厳密に設定して定量を与薬できる機器、この器械が3台あるうち2台がちょっと故障してしまったということでありまして、緊急にちょっと購入が必要ということでございまして、計上させていただいた次第でございます。

○委員長（菊地誠道君）　平川君。

○委員（平川昌昭君）　その突発的な資材というのですか、器械ですか、それを計上されまして、今度その資産の部に計上されますね、当然。そうすると、この資産の部で器械、備品の中に計上されているのですが、もう既にそれは償却資産として何%か当年度と見ていますけど、その場合の何%計上されて、器械、備品、資産の部で計上されておりますか。

○委員長（菊地誠道君）　病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君）　今ご指摘にありました資産の部の器械、備品の固定資産の関係でございますが、4ページの貸借対照表、二の器械、備品5億246万6,000円、貸借対照表につきましては消費税抜きの数値でございまして、50万円の消費税抜きということは47万7,000円ほどの増ということで計上させていただいております。

○委員長（菊地誠道君）　ほかに質疑ございませんか。

　　舘田君。

○委員（舘田賢治君）　今の備荒資金組合のほうの関係はわかりましたけれども、今のさらに貸借対照表のほうの50万円のやつの消費税抜かして47万7,000円を計上しましたですね。それに、当初のときなのですが、償却費のところちょっと当初と2円ほど狂ってきておりますが、それと全体では47万9,000円ということになりますね、これ貸借からいったら。それから、資産の負債の部にいきまして、いわゆるこれもトータルでいうと16万何がしかちょっと当初と違っているのかなと、こう思うのですが、例えば企業債の関係で、当初17億2,795万6,000円というのは、今ここで載っていますけども、955だったでしょう、当初、たしか。その関係でトータルで16万円ここと違いますね。それらはどんなような整合性になるのですか。

○委員長（菊地誠道君）　病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君）　お答えいたします。

　　貸借対照表につきましては、記載のとおり、平成19年度末の見込みでございまして、今

ご指摘のありました例えば資産の部の固定資産のうちの器械、備品の償却累計額、これにつきましては、当初予算に計上しました貸借対照表の数値と少し若干違うわけで、誤差が出ておるわけですが、これにつきましては、18年度の決算が確定いたしまして、その数値から本年度の償却分を引いて本年度の取り崩し分、その分を足して4億1,768万7,000円ということで計上させていただきましたし、それともう一つご指摘のありました資本の部企業債につきましても同様でございます、18年度の決算額の18億649万2,000円から本年度の企業債の償還額7,853万6,000円を引いて17億2,795万6,000円を計上させていただいたということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

(「委員長、ちょっと議事進行してもらって休憩してください。」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) 休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○委員長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) 以上で議案第47号、病院事業会計補正予算を終わります。

以上で議題4案の逐条質疑は終了いたしました。

続きまして、議題4案一括して総括質疑を許します。

質疑ございませんか。

越善君。

○委員(越善 徹君)(発言席) 先ほどの逐条審議の中で、簡易犬舎の件がありましたけれども、オソベツ地区にも今これを設置するという事に関連しましてお聞きをいたしますけれども、8月の29日でしたか、議員協議会開催されまして、その中で、オソベツ地域の畜犬の不法飼育ということで経過説明がございました。昨年の7月からことしの8月の27日までの経緯について、担当課より説明がございました。また、広報「しべちゃ」の中にもチラシが入っておって、その中で町民にもお知らせをしているということでございますけれども、その議員協議会開催されてから約1カ月たつのですけれども、その後の経過についてはどのようになっているのでしょうか。

○委員長(菊地誠道君) 住民課長、妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君) 議員協議会後の経過でございますが、議員協議会でもちょっとお話をしましたけれども、上オソベツの不法に飼育している飼育地につきまして、9月の13日、釧路支庁の生活環境課、それから釧路保健所、それから標茶町、それから弟子屈町、4者で飼育地の調査を行っております。調査の内容といたしましては、1つは飼育し

ているおりの大きさ、形状、それからおりの中で飼われている犬の概数、それから周辺の水質の調査、それから犬の健康状態等含めて4者で調査をいたして、今、支庁のほうで調査結果をまとめているところです。

あと、その後1つ大きく状況として変わりましたのは、野犬掃討で掃討しました犬につきまして、本人が返還を求めてきました。それで、私どもとしては、狂犬病予防法に基づく登録と予防注射の接種、それから動物愛護法に基づく適正な飼育、それから町の条例に基づく飼育管理というようなことで、確約しなければ返還はできないということでお話を本人と直接させていただきました。その結果、捕獲した2頭については登録、注射をして返還をしていただきたいと。ただ、残りについては、本人も従来から言っています狂犬病予防法に対する犬の殺処分に対することを裁判等で訴えたいということもございまして、残りについては、登録しないというようなことが申し出ております。ただ、今までの経過といたしまして、飼育者本人が初めて狂犬病予防法に基づく登録、注射をすると、少なくとも2頭についてはするということにつきましては、少し今回の問題に関しては前進したのかなというふうにとらえています。

ただ、私どもは、残りの標茶町の町内で飼っている犬については、基本的にすべて登録と注射をしていただくというのが私どもの仕事でございますので、そのことについては、現在本人と直接話をしながら進めているところで、これに関しましては、町と本人と直接話しするばかりじゃなく、釧路支庁の生活環境課の動物愛護のほうとの兼ね合い、道の条例も動物愛護条例ありますので、それら含めて今後本人と直接話をする中で狂犬病予防法に基づく登録、注射、それから、動物愛護法に基づくその適正な飼育頭数というふうなこと含めて、今回のことについては少し時間かかるかもしれませんが、まず、お互いに飼育者と直接話しするということと、2頭少なくとも登録、注射するというちょっと前進の面がございまして、全頭の登録と注射に向けて、本人と支庁も含めながら話し合いをしていくというようなことには現在なっているという状況でございます。

○委員長（菊地誠道君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 140頭ぐらいでしたか、飼っているのは。それで、おりといいますか、そういうものの改善はなされたのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 当初私どもが2月、7月に現地調査をしたときには、おりは金網で一重で囲っておりました。その後、7月の行政指導等含めて今回4者で現地を調査した結果では、二重になっている部分はかなりございました。そういう面では、飼われている犬がさくの外に出るというような状況が非常に少なくなっているのは確認させていただきました。それと、もう一つ大きな改善としては、えさをやるための出入り口が今までなかったわけですけども、9月の13日の調査では出入り口も設置して、えさをやるために出入りするときに犬がそこから逃げ出さないというようなことも改善点としては出てきておりますので、飼育者本人なりに飼育環境の通りの改善については、努力の跡は見ら

れると。ただ、私どもが考えているといいますか、金網の接続部分につきましても、もう少し補強する必要があるですとか、そういうことについては、まだ全部終わっておりませんが、ただ、飼育者本人の今までの指導に関しては、一程度努力は本人なりにしているというふうにはとらえております。

○委員長（菊地誠道君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 前回議員協議会の中で、どのくらい逃げ出したのかということをお聞きしたのですが、それについてはわからないというようなお話でしたが、まだ逃げ出してうろついている犬というのはあの周辺では見られますか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 重点的に7月の末から8月まで1カ月間、野犬掃討を重点的にやりましたけども、その後9月いっぱいということで重点的にまたやることにいたしました。その折に近郊の農家等を回りながら、家の周り、畜舎、畑等でそういう犬は見かけないのかということをおどものほうで一程度確認しました。そういうことでは、飼育地の川沿いというよりは、現在は家の周り等に出てきているのが何件か情報として確認させていただきましたので、それにつきましては、おり等設置して、今捕獲すべく努力している最中です。ただ、今後ともそういうことを見かけたら、おどものほうに情報はいただきたいということで、付近の方々にはお願いしてありますので、そういう情報をいただき次第、それらの野犬については、不安解消のため含めて捕獲作業は続行していきたいというふうに考えております。

○委員長（菊地誠道君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 万が一、かまれて狂犬病が発生した場合、そういう場合は、例の飼い主は、その辺の責任まで持つのでしょうか。その辺聞いておりませんか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 犬が人をかんだ場合、その犬の所有者が明らか場合は、今全国的にけがの程度に関係なく、飼育者は逮捕されるという例が多いようです。ただ、野犬の場合、その飼育者がだれであるかという確定の部分は非常に難しいということで、飼育者が確定しないと損害の責任といいますか、賠償責任というのは、飼育者が確定しないとできないというふうに考えておりますので、そういう面では、飼育者を特定できるようなものを野犬そのものがつけていれば可能な部分ありますけども、そうでない場合非常に難しいというふうには考えております。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員（田中敏文君）（発言席） まず一点目に、GISについて。今のところまだすべてを能力を生かすまででなく、ある程度の集まった部分のものを生かして進めているという形の中で、もしこのGISがフル稼働するまでにどのぐらいの予算規模になるのかなどということを一点まずお聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長、今君。

○管理課長（今 敏明君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

実は、議員協議会のときにもある程度の予算についてはご提示しているわけですが、標茶町のGISの基本計画書といいますか、推進計画書というのが実は策定されまして、その中でもうたっていますけれども、基本的にはシステム費用、これはアプリケーションということになるかと思いますが、これにつきましては、現時点で計画書の策定段階ですけれども、2,764万6,000円でございます。それから、それに伴うハードウェア、専用機器ですけれども、その分については530万5,000円という、基本的にはまずそのような直接システムにかかわる部分はそのような形になって、ただ、先ほどご審議いただきましたデータ整備費、それについては、それぞれの課がこのGISが稼働する中でどのように自分たちが業務で使用しているデータを共有し、住民サービスの向上につなげるか、これは稼働していくうちにですね、基本的にはどのデータが行政サービスの向上の有効手段になるのか、その辺の模索が必要ですから、それぞれ必要に応じてデータ整備費が新たにまた発生すると。ただ、先ほど私どものご提案させていただいた財産管理費というデータというのが実は100%アナログデータ、いわゆる紙ベースです。そういったものをデータコンバートするということでああいう形になったのですが、おおむね私ども考えている各課が行政的に使えるデータ、あるいは住民の方々が有効活用ができるデータというのは、かなりOA化が進んでいますから、ほぼデータ整備というのは進んでいるだろう。ただ、例えば道路台帳であったり、まだそういったものというのはアナログですから、そういったものは変わりますけれども、それらのデータ整備費自体については大きなものにはならない。ただ、一般論としては100万円、200万円では済まないだろうなど。この辺についても逐一予算等でご審議いただきながら、ご承認いただきながら行政サービスの向上のために努めてまいりたい、そんなふうに考えてございます。

○委員長（菊地誠道君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） アナログからデジタル、やはり画像がかなり、やはり今の時代に合わせていくと膨大な量になるのではないかなと思っております。そこで、どうしてもこれだけ便利な機械ですけれども、やはりバックアップの体制になると当初のハードだけでは、要するにその倍以上のものを持っていないと何か非常事態が、必ずOAシステムは機械ですから、人間ですと多少腰が痛い、鼻水が出るといっても動けるのですが、そのバックアップ体制についてもどのような形でもっていけるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長、今君。

○管理課長（今 敏明君） お答えいたします。

今、委員がご指摘になったのは、まさに重要な事項でございまして、これはGISのみならず、今現在総務課が担当している役場的にいうとG-TAWNという業務、各部署で住民情報だったり、歳入歳出管理も含めて多種多様にわたってのコンピューターでの業務が行われているわけですが、基本的にはこれと同等、同様にすべてが非常電源とバック

クアップサーバーを備えている、そんなようなことになっていきますので、私ども、今回GISについてもバックアップサーバーを導入して、今、総務課のほうと共同でその辺の運用開始に向けてほぼ設置等も終わってございます。

○委員長（菊地誠道君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 次に、プラスチック処理料が上がっております。昨年度も、たしか収入でもって雑入で50万円ほど上がっていたと思うのですが、128万8,000円、これで当年度の見込み並びにこの収入、大体町民の皆様がペットボトル、リサイクルに回していた部分を費用が上がってきていると思う。どのぐらい見ているのか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 再生利用品の売り払い金につきましては、雑入で計上しているところですが、総額では、当初で892万9,000円を計上させていただいております。これにつきましては、それぞれ単価が種類によって違いますけども、量的に一番大きなものは、量と金額からいいますとアルミ缶、これは当初では約2トン計上しています。それから、次に大きいのは段ボールで、量でいきますと17トンほど、それから新聞紙で18トン、それからペットボトルでは25トン、それから鉄類で23トン、雑誌で11トンということで、大きくは主なものとしては、そういうものを再生利用品として、当初では量的には計上させていただいているということでございます。

○委員長（菊地誠道君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） そこで、当初このリサイクルの部分でいくと、たしかD型等が保管庫になってはいたと思うのですが、年にこれ何回ぐらい出してリサイクル、リサイクルがそれで年に1回なら手狭なのかなという部分があったものですから、その辺についてお聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） これにつきましては、委員ご指摘のとおり、クリーンセンターで保管できる容量そのものは非常に少ないわけですが、それでそれぞれの種類によりまして、一定の数量が収集できた段階で、それで各それぞれの業者にお引き取りをいただいているということで、今のところクリーンセンターの今の施設で、一定の収集してきて整理をして保管をして、そして収集業者に渡すということでは、現在のところスムーズにしているということで認識しております。

○委員長（菊地誠道君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 次に、これだけの雑入が町に入ってくるという形の中で、やはり各家庭ごとにそのまま、飲んだまま出すわけじゃなくて、やっぱりゆすいで衛生的にしてご協力いただいての環境に対する町民の周知なり徹底がなされたものと思います。その中で、やはり売上げが上がったから、収入が入ったからといっても、やはりコンポストなりそういう助成なりにその部分でどの程度町民に還元という形の中で、今現在で、これは

町民には還元しているだろうなという部分を何点かありましたらお聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 町民還元ということでは、具体的には家庭ごみの減量化推進事業補助金が直接各家庭のほうに、住民のほうに還元しているという部分になるのかなということはありません。ただ、先ほど内容審議の中で林委員からプラスチック類の委託料についてご質問いただきましたけども、ただリサイクルできるものばかりじゃなくて、そういうことで住民の分別収集に対する理解、協力がずっと浸透してきておりますので、そういう面では長い目で見ると施設の延命策には、また焼却場ですね、つながっていますし、それから町民一人一人がそういうことをすることによって、今問題になっている二酸化炭素の排出削減にも努力している結果ということにもなりますし、そういう面では、ごみの分別収集、それから、リサイクルに対する住民のそういう協力がいろんな面で、直接的には予算措置ではそういう部分、減量化推進事業の補助金ということにはなりませんし、それからもう一つは、そういうことによって焼却物が少なくなることによって焼却施設の延命、維持費のコスト削減、それから大きな意味で言いますと、二酸化炭素を出さないということになりますので、そういう面では、お金にだけ換算できない部分というのも多分にあるのかなというふうには考えております。

○委員長（菊地誠道君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 今、それだけ炉を使う回数が少ないなども延命が長くなるというご説明いただきました。ただ、その中で補助燃料剤、そして今まで焼却していた段ボール並びに雑誌等も、要するに燃料費も補助燃料費も少ないという状況の中でお話を伺いましたが、ただ炉の形なり性能的にいけますと、回数を多くするも少なくするも残る部分で燃焼しますと補助燃料が、ただ回数が少なくなったから、補助燃料の灯油なりそういうものがかからなくなったような状況にしか思えないのです。ただ、回数が減ったから。炉の延命という形の中でいけば、かえってそれなりに炭酸ガスとか等々出さないようにした炉ですから、リサイクルによって炉の延命が延びる概算といいますか、今これから、過去、たしかあれも耐用年数20年、30年だったと思いますけども、それがどれだけ延びる算定をしているのか、状況的にお知らせ願いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 年間の運転日数からいきますと、18年度では炉の稼働日数は154日でございました。今年度は、今の焼却物の量からいたしますと、130日台ぐらいにはなるのかなというふうに考えております。ひとつは、今ご指摘ありましたように、炉の中で燃焼させることによって、いわゆるリサイクル資源として、今まで投入していたものがなくなるわけですから、そういう意味では今ご指摘のように、助燃剤等の必要量もふえるのではないかと考えてございますけども、これは従来から炉の焼却の中で、やっぱり一番問題になっておりますのは、生ごみが問題でございまして、現在もそれらの水分を、逆に今、炉に入れる前に水分をいかに減らして焼却していくかということでは、そういう

面では工夫しながらやっていますが、基本的には、生ごみの部分が最後は大変重要になってくる、炉の寿命とも関連してくるのかなということには考えております。ただ、いかにそういう面ではごみ、廃棄物の中で資源として利用できるものについては、ご協力をいただいてリサイクルに回せるものは回すと。最大限努力しながら焼却しなければならないものを少なくしていくということでは、そういう生ごみの部分では、そういう水、水分を抜く時間的余裕も分別を順次していく中でできるようになってきておりますので、そういう面では助燃剤等についても、水分を抜くことによって少ない助燃剤等で焼却することにはなっているのかなというふうには考えております。

○委員長（菊地誠道君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） どうしても町民の皆さんが努力されましてそういう形の中で進めておりますし、あわよくば、少しでも見える形で何らかの形で労力を使った分、町民に還元、目に見える形で還元していただけることをお願いいたしまして、総括質疑を終わります。

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時00分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

平川君。

○委員（平川昌昭君）（発言席） 二点ほどお聞きしたいと思いますが、先ほど内容審議で教育費の特別旅費につきましての取り扱いということで、特別職を含めての特別旅費というのが計上されておった中で、普通旅費とまた違った意味での突発的なことが起きたときに計上すると、それと、またなかなか想定しにくいことが起き得るということでの計上だと思っておりますが、改めて概念として特別旅費の扱いということでお聞きをしておきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

この間の議会とのやりとり、それと全国的に使われている一般的な予算編成の観点でお答えしたいと思います。普通旅費につきましては、公務のために旅行に要する経費ということになってございます。特別旅費につきましては、特定の事務事業の執行にかかわる旅費ということでありまして、例を申し上げますと、調査に関する旅費、検査に関する旅費、それから研究、研修等に関する旅費等がございます。したがって、当初予算の中では、普通旅費のほか特別旅費という部分では専門職員の特別研修と申しますか、専門研修の部分で特別旅費として計上されてございますけれども、それ以外につきましては、今申

し上げました特定の事務事業が発生したときに特別旅費として補正を行うという形になっていますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） そういう中で、今回釧路湿原国立公園の20周年ということで、教育長が派遣されていくということですが、いろいろとこういふ20周年という節目の年ということで町を代表した形で行かれるということで、いろいろまた帰ってこられたときにはこういった中での教育に生かされることとも思いますが、そういった中でどういふ考えをお持ちで行かれるのかも、この際お聞きをしておきたいと思えます。

（何か言う声あり）

○委員長（菊地誠道君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） 今回の釧路湿原が国立公園指定の20周年ということで、その20周年に当たっての記念事業ということで、たまたま釧路市が湿原を持っているということで、その湿原姉妹都市の交流があるオーストラリアに公式訪問団として行きたいということで、その中の釧路湿原を構成する市町村にも派遣要請があったということで、それに伴って私がたまたま行ってこいという命令があって、今回行くことになったのでありますけれども、基本的に釧路湿原とオーストラリアの湿原の環境保全、そういった取り組みに対するお互いに努力している面があるということで、そういった面の現地の視察がメインなものだということと、あとホームステイ、実際にそういった湿原取り組みや何かでやられているオーストラリアの方々の実態も把握してくるということ、そういう面もあるというようなことをちょっと伺っておりまして、本町もそういった面では、釧路湿原の45%を占めるそういう町村で、当然そういう環境保全も考えていかなきゃならない立場にあるということもありますし、標茶高校の生徒もそういった面での取り組みもやっておりますし、また本町の子供たちもそれぞれの地域、学校におきまして環境教育等も進めているという、そういう実態もございますので、私自身もどちらかという釧路規模じゃなくてグローバルなそういった面からもほかの国の取り組みも実際に見てきて本町のほうにも少しでも生かせればなという、そんな思いがあってお受けしたというか、行くことになったということでご理解いただければというふうに思えます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） ぜひ、そういう成果をまた来るべきときに発揮していただければと思えます。

次に、一般質問でも出ておりましたので、重複しないような程度でお伺いしたいのですが、季節労働者の通年雇用にかかわっての協議会を立ち上げたということで、1市7カ町村での立ち上げ、お話の内容につきましてはなかなかその先が見えない、見通しがきかないということでは、るるそこは認識しておりますが、標茶町として何をするかでなくて、今後やっぱり市町村単位で雇用体系というのは、大きな私は課題になってくるのではないかと思います。一つには、まだ見えないのだけど、じゃそれまで待つて何をするのだと言わ

れても、行政としては現実もう離職せざるを得ない方々が年末を控えましてその後、二百数十人の方が標茶町におられるということですから、従来は離職されまして講習を受けたりして7万円から8万円も得たということでは、それを打ち切られたという、国の政策でございますから、それはそれとしまして、じゃ今度は市町村単位の課題というものをつかは解決していかなきゃならない、そういう時期に来ているなどと思います。そういう点では、今回、協議会の事務局が釧路市ということでございますけども、標茶町として標茶の事業体、もしくは関係団体、そういうところに早くに周知させて、そういう時期の来たるべきどうするか、いろんな意見を聞かなきゃならない、そういう時期についてはどうお考えですか。

○委員長（菊地誠道君） 商工観光課長、佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

一般質問の中で、町長のほうから事業内容については、ある程度の説明がされておりますが、事業を実施するに当たりましては管内8市町村、釧路市を含めまして8市町村でそれぞれ事業を協議会自体で実施するのだということで、基本的にはセミナーであるとか、事業主に対する通年雇用への奨励の打ち合わせ、会議、そういうものを基本的に設置するというふうな状況になってございます。今、委員お尋ねの町として単独で何をしていくのかということでございますが、ご存じのとおり、従前は雇用保険法40条に関係する関係で認定されるといいますか、雇用期間がある程度確定された方々に対する講習であるとか、そういう部分がある程度行われていたのですが、今度その認定自体、それをどう押さえるのかということが大変難しい状況になってまいりますので、今、委員がお話しになりましたとおり、従前の団体の方々、要するに講習の対象になりました方々等も含めまして、今後、今そこで雇用が季節で解雇をされるといいますか、季節労働者と言われる方々をどう押さえて、その団体と協議をしながら、より多くの方が町単独でやっております冬期雇用事業のところの事業にどう参画していくかということは、早急に協議しなければならない状況であるというふうな認識はしていますが、今現在、それぞれの事業体では、まだ仕事に従事している方々でございますので、ある程度の時期になった段階には、その団体の方々と協議をしながら、また、公募をしながらその事業に着手していただくのか、そういうことも含めながら、協議を進めなければならない状況であるということは認識してございます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） まさしく今、課長ご答弁の中に含まれておりましたけども、標茶町は55年から雇用対策事業、それを打ち出してございまして、別だてで毎年600万円程度を出しながら、冬期間の雇用対策としてやっている事実は私も存じておりますし、また、そのことは高齢者の方も含めて大変冬場の生活、いわゆる仕事としては経済効果も出ているなどと思っております。しかし、また一方では、そういう国の政策が打ち出されたわけですから、ここどうリンクさせていくかということは、本町にとっては連動をどうするかというこ

とは、次年度に向けても大変大きな課題になってくるなと思います。それは、その受け皿としては一定程度認めながら、その次の受け皿をどう探すのか、もしくは事業体に任せて財源をつくっていくのか、しかし厳しい予算ですから、何百万円、何千万円とはいかないまでも、一人でも二人でもそういうような職につけるような対策というのは、この時期に早くに打ち出していきたいと思いますが、その辺については今課題がまだ、実質的には離職まだ早いわけですけど、しかし、私が言っているのは季節労働者対策、これは暗にその人方を脅かすということではなくて、枠を広げながらそうできるのか、もしくは別枠でやるのか、ということがもうどんどん差し迫ってきております。特に標茶町は、ほかの町村と比べては、対策というのはぬきんでていると思いますし、特に奨励金なども出ていましたし、今回の枠の中では健康増進ということでも別建て、そのことを利用していかなきゃならないということも町長も触れられていたような気がします。そういった点、ぜひ次年度につながるような施策として考えていただきたいと思うが、その辺についてのまじくお考えをいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思いますけども、一般質問のご説明で町長から基本的なことをご説明しておりますけども、ぜひ共通理解をお願いしたいなと思いますけども、北海道、東北地方の寒冷地帯の物理的な事情による失業状態をどうするかというのが背景にありまして、かなり以前から北海道寒冷地対策協議会、これは北海道始め各自治体、労働団体含めて国に制度要求して、今日まで来たというふうに理解しておりますけども、実はそのところが、ご案内のような形で改革いわゆる改正をされてくるという状態で、何が状況的に変化をしているかと、温暖化の問題も指摘されておりますけども、まだまだ東北、北海道では寒冷地、冬期間における雇用、あるいは仕事というものについて言えば、まだまだそう簡単に温暖化によって改善されているわけではございませんで、基本的には、町長のほうから答弁あったとおりの努力を一方ではしなければならぬという大前提があるのではないかなと思います。その上に立ってそのことが解決し得るまで、では放置しておけるかというのは、まさしく今の委員のご指摘かなというふうに思っております。そういう意味では、課長のほうからも答弁ありましたように、前段の努力を最大限しつつ町として許せる範疇で何ができるかということについて取り組んでいきたいなど。これも説明しておりますけども、従前の冬期の雇用対策に加えて今年度はとりあえず方向が見えませんでしたので、講習補助金等については、いわゆる季節労働者の方々の健康管理問題についてとりあえず処置をさせていただきました。しかし、これとて果たしてこんな情勢になったときに労働者の方々がそういった意向を示すのか、もっと実質的な生活上の問題を示すのかということになるろうかと思っておりますので、課長のほうから説明あったように、関係団体、対象者の方々の協議をそれぞれ行いまして、しかるべき処置をとっていききたいなというふうに考えています。まだ対象者の人たちのある程度の団体とか明確な確定しているわけではございませんで、もうちょっと時間がたってその辺が出てくるのではないかと

なと思いますので、そういう形で進むことをぜひご理解いただきたいなというふうに思います。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 季節雇用対策、国の制度で今までずっときて、それでやってきたことは、その経緯は私も知っておりますけども、今まで緊急雇用対策等でいろいろ耕地防風林の事業ですとか、観光ガイドの事業等々やった経過がありますし、そういう面では人的な面、また経済的な面も効果があると思います。しかし、今回の場合はそういう面ではまだ不透明ということがございますから、ぜひ町としての新しい形を出していただきたくご期待をしたいと思いますので、よろしくその辺を検討いただきたいと思います。

次に、病院事業会計、いろいろ出ておりましたけども、その会計のほうはいろいろ聞きましたので、病院の存続問題等々いろんなHACの停止等で医師の存続ということを大変住民も町民も注視しているところでございますけども、見通しとしてはHACが搭乗率30%切っても医師の存続はそう変わらないだろうということを期待したいわけですが、いろいろの中では、新聞報道が大変目まぐるしく病院の事業について、また再編については出ておりますけども、まずは今の標茶町立病院を存続していく、また存続できない、そしてまた医師不足ということ、悩んでいる市町村も多々ございますけど、標茶町としての町立病院の医師の派遣、改めてお聞きしますが、今の町長も再三道に行かれたり、また担当病院へも行かれていると思いますが、改めてその反応といいますか、どの程度であったのかを、お聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

ただいま委員ご指摘のHACの関連、来年3月をもってHACの旭川釧路線が廃止になる予定だという報道もされておりますが、その中では、町長からの行政報告にもありましたとおり、旭川医大からのご回答では、HACの路線廃止にはかかわらず標茶町立病院には引き続き小児科医を派遣させていただきますということでお答えをいただいて、大変ありがたく思っているところであります。常勤の医師の関係につきましては、今、委員ご指摘のとおり、夏、年末の2回、町長初め住民の代表でございます議会、町議会議長もご同行をいただきながら北大並びに札幌医大、それと旭川医大のほうに足を運ばせていただいでごあいさつをさせていただいているところでございます。常勤の医師の関係につきましては、まず北大の関係でございますが、町立病院には内科医2名おまして、北大第3内科からの派遣でございます。第3内科の医局長からのお話を承りまして、町立病院に勤務をしている2人の内科医については、医師本人の異動の希望がない限り現任の標茶町立病院で勤務を続けていくということについては、問題はありせんという回答をいただいておりますし、北大第1外科につきましては、現在まで平成16年4月から1カ月交代の医師派遣ということの体制になっておりますが、第3内科も含めまして今ご承知のとおり、スーパーローテーションの臨床研修が16年4月から始まっておりまして、特に北大第1外科におき

ましては、附属病院の外科を運営するだけで大変だということのお話も承っておりますし、ただし、平成19年度については引き続き派遣をさせていただきますということで医局先生のほうからはお話をいただいております。特に外科医の確保につきましては、これまでも北大からの通知の中で、今後につきましてはスーパーローテーションの関係もあり、医局のほうを100%当てにはしないで、いわゆる独自に医師を確保するような対策も講じていただきたいということの通知も受けておりました、20年以降についてはちょっと不透明な状況でございます。それと、産婦人科につきましては、齋藤院長が担当することになっておりました、引き続き来年度以降も勤務を続けるということでの意向を示されておりますので、当面の間は、産婦人科については医師の確保の点でいいますと、大丈夫かなということで認識をしております。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 大変存続につきましては、日々職員初め町長もいろいろ要請活動をしてそういう成果を上げられて、また理解していただけるのだなと思っておりますけど、いま少し、町民の方々にそういう理解をしていただくために、私は、当然HACの廃止に伴って、じゃ足の便はどうなのだろうとか、いろいろと経費の面は考えられるのでないかと思えますし、例えば今、千歳釧路線が増便になるとか、例えば足の便といいますとJRで多分来られるとか、いろんな面で負担がかかってくるのかなと。そういった面の経費も多少かかりながらも、やっぱり住民理解を得て、そして存続をして、また医師も遅滞なく来ていただくということが、これはやるべきことだと思いますが、そういった面のままだご検討されておられませんか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

HACの関係の代替路線ということでもありますので、私のほうからお答えしたいと思いますが、委員ご指摘のとおり、今旭川便が搭乗率30%を割る、そしてHAC総体の経営そのものが非常に厳しい状況でありますので、町長が行政報告で申し上げましたとおりに非常に厳しい状況にあると。ただ、今お話ありましたように、医師の足の確保というものは的確に行っていかなきゃならないということでもありますので、現在、旭川医大の医師のほうからも、夕刻の便で、できるだけ遅い便で入ってきて遅い便で帰っていく、というようなことが一番医師の負担がかからないということでございますので、現状では、交通企画課のほうに申し入れておりますのは、夕刻の札幌釧路間の増便、そして、できるだけ夕刻の便を飛ばしていただきたいということでお願いをしておりますし、これにつきましては、釧路市さんとも連動しながら強く道、そしてHACのほうに今後申し入れを行ってまいりたいというふうに思います。それによって空路の足が確保できる。それから、もう一つは、札幌旭川間のJRについてもかなり改善されておりますので、それらについても医師の負担というのが軽減されると思っております。いずれにしましても、そういう形で旭医大の意向を酌みながら、できるだけいい形での足の確保というものを町としても積極的に行っ

てまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） ぜひご期待したいと思いますが、そんな中でたまたま広報「しべちゃ」のこし8月号に、こういう身近な医療機関として町立病院をご利用くださいということの、これは出ておりました。これは、私も議会出ましていろいろ勉強する意味で開くのですが、こういうご利用くださいというのは初めてではないかなと思って、実は町民の方からも、珍しくと言われなくても努力されているのだなということ、これは多分に、例えば釧路市なんかでも市立病院やみなみ病院のいわゆるドックの制度の受け入れがなかなか厳しくなったということ、医師の派遣が難しいということで地方は地方、町村は町村ということの利用度を、この機会にということ、事務長初め努力されているのだな、ただせっかくの機会ですので、こういった営業とまでもいかない、企業会計ですから、利用いただいて幾らということですから、団体回りですとか、それぞれの事業体に行くとか、そういう努力もこの際やればますます町民理解を得ましてこういった病院存続に連動してつながっていくのではないのか、そう思いますので、その後のこの経過とこれからの行動についてひとつ伺いしておきます。

○委員長（菊地誠道君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

委員も今言われておりましたとおり、広報8月号に大変僭越ではございましたけれど、町立病院の医師の紹介も含めて診療体制ご紹介、それと医師の勤務実態というのもご理解いただくために広報「しべちゃ」に記事として掲載をさせていただきました。これまで少しではございますけれど、今言われておりましたドックの関係におきましては、町立病院としても、一般会計から多額な繰り入れをしていただいておりますことよっての収支を整えているということの現状において、少しでも収益につながるということ、町職員のドックの利用、医療機関の一つとしての町立病院の積極的な利用という呼びかけも実際にできておりましたし、また、議会の厚生文教委員会の皆様との議論の中で、いわゆる町立病院に足を運んでいただくような取り組みも必要ではないかという貴重なご意見もいただきまして、N響のコンサートや、あと先日においては1カ月交代の外科医がたまたま乳がんの専門であったということでございまして、その先生のみずからの講演をぜひさせてほしいという申し入れも受けまして、せっかくの機会でしたので、町民の皆様を対象に乳がんについての講演もさせていただきました。いろいろ来年度に向けても健診体制の充実ということで義務づけられる部分もございまして、一医療機関としての町立病院をどうやって町民の皆様にご利用いただくかということについては、これからの町立病院としてスタッフ一丸となって前向きに取り組んでいかなければならないと思いますし、その上では収益の増につながっていくものだと思いますし、町民の皆様のいろいろな機会を通じて接しさせていただく中で、町立病院の信頼というのも生まれてくるのではないかなと思いますので、今後も引き続き努力をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいた

します。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） そういうことの日々日々の努力がまたこの身近な医療機関としての利用というのがふえてこようかと思えますし、町長も昨年就任以来、病院等含めまして大変厳しい会計で、一般会計を含めて企業会計厳しいと思いますが、特にこの病院につきましては、精力的ながら動かれていることは、私も報道を含めて行政報告で受けております。そういったことを含めまして、ぜひまたこの機会ですので、存続についての町長の決意をひとつお聞かせいただきまして、質疑を終わりたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

委員ご指摘のように、昨年の10月までは、私正直に申し上げましてできるだけ病院にかからないようにすることに一生懸命でありまして、病院の実態等については、通常の理解しかしていなかったわけですが、多くの町民の皆さんにとって町立病院というものがやはり標茶で暮らす上での安心の基盤であるということをつぶさに拝見し、また肌で感じ、実際にそのように感じている。したがって、少なくとも現在の水準は何とか確保したいということではいろんな関係機関、医局を中心として議会のご理解もいただきながら活動をしておるのですが、いろいろな状況については、先ほども事務長や企画財政課長のほうから報告があったように、決してこれ標茶だけの状況ではなくて、逆に言うとほかの町村に比べればまだ標茶は恵まれているなというように思わざるを得ないような状況であります。特に先生の実態というのが、勤務医の実態というのが、私どもが想像している以上に非常に過酷なものであり、このことを早急に解決しない限り、やはり過疎地帯の医療というのは、私は解決できないと、そのように考えております。それにつきましては、一町村で解決できるものではありませんし、やはり国が主導され、道がリーダーシップをとって全体の中で考えていただかなければいけませんし、私どももそういった地域の実態については申し上げなければいけないというのが、これは総論でございまして、ただ各論で言いますと、何とか自分の町の町立病院を守っていききたいということでございまして、そういった総論と各論をどういった形でいろんな場面で発信していくのかというのは、非常に難しいわけですが、いずれにいたしましても、現在の先生方のご理解があるわけで、特に旭川医大さんにつきましては道東、道北の医療体制を守るのが自分たちの使命だということではいろんなことも考えられているように伺っておりますので、特に感謝を申し上げますけれども、そういった先生、大学の医局とも緊密な連携をとりながら、何とか町民の安心がこれからも守れるように努力してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君）（発言席） きょうは、いつもにない総括をやる人が多いようであ

りますから、余りたくさんをすることよりも、一点絞ってお聞きをしておきたいなど、こう思います。そう時間はかからないと思いますので、よろしく説明員のほうのお答えをお願いをしたいなど、このように思います。

まず、農業費の関係であります。なかなか農業費というのは負担、または負担事業だとか、補助、補助事業、いろいろ組み合わさっておりますが、その維持だとか、管理だとか、その目的、運営、それぞれ大変なものだとは思っておりますが、阿歴内地区で行われておりました馬の道という、このいろいろな事業の整備が重なり合っているのかなと思っておりますが、この目的は農林課長のほうから計画の資料をいただいているわけですが、都市間の交流だとか、それから、そういう馬を使ったことで地域の発展をするのだと、こういう目的を立てられたようなわけですけれども、この事業そのものが国、道、町とどのような事業の係り合いがなっているのか、まずもってわかりやすく、例えば国の段階ではこう、道の段階ではこういう事業で、事業主体はこうなっていて、町はこういう関係で、こういう事業の中で町は参画しているよと、そして全体図はそういうふうにでき上がっているのですよ、その辺わかりやすくご説明をしていただければと思います、とりあえず。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

阿歴内地域につくられました馬関連の施設でございますが、お尋ねは国、道、町のかかわりということでございますが、農林水産省の補助事業でありまして、道の段階では中山間地域総合整備事業広域連携型という事業で実施されております。すなわち、事業実施主体が北海道でありますいわゆる道営中山間事業と言われるものでございます。これにつきましては、計画策定も道のほうで行っております。その段階で、町としてもかかわりを持って実施されているということでございます。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 国と道と町と、できれば国はこういう事業でかかわって、道はこういう事業で、町はこういう事業でかかわって、例えば1 A 1 Pなんていうのもうちの地域、町としてはかかわっている事業の一つでないのですか。違うのですか。そういうのはかかわっていないのですか、そういう事業は、例えば町が小規模事業だとか、そういうので町がかかわっているのならかかわっている、そういう意味でわかりやすくちょっと説明をしていただきたいなど。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 失礼いたしました。事業名を全部言ってしまうと、逆に複雑になってしまうのかなと思ひまして、まず道営中山間の話をさせていただきました。あその施設につきましては、先ほど申し上げました道営中山間事業で、まず多目的広場の造成と、それから馬の関連施設のところの用地整備を行っております。その上で小規模土地改良事業、平成17年度の地域政策総合事業で、いわゆる小規模土地改良事業と言われているもので実施しておりまして、それにつきましては団体営事業ということで事業実施主体は

町になっております。道補助と、それから町負担ということで実施しております。それから、1 A 1 Pのことにも触れられましたけれども、実は道営中山間の計画策定段階で地域の1 A 1 Pを含めた地域整備計画の策定という動きがありまして、その中でも馬を使った地域振興策というものが出てまいりまして、それらの考え方も織り込んで事業が総合的につくられたという経過がございます。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そしたら、1 A 1 Pというのも入っているということで理解していいのですか。入っていない。

（「事業費としてはほかにありますから」の声あり）

○委員（館田賢治君） それで、この事業のいわゆる着工年度と完工したというか、終了して、そして、私が押さえている範疇では、完了は16年度で終わっているのかなと思うのですが、その間、着工はいつころからかかって完全に事業完了は、終わった年度はいつになるのか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 事業の着手と完了の関係についてお答えいたします。

道営中山間事業につきましては、先ほど申し上げたとおり、平成8、9年に計画策定が行われまして、平成10年度からの実施になっておりますが、阿歴内の馬の施設につきましては平成11年度からの着手になってございます。完了については、平成16年度の12月というふうになってございます。それから、道営中山間で用地整備をした上で小規模土地改良事業を実施しているのですけれども、そちらにつきましては平成17年の10月から12月までの工期で実施しております。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それでは、この事業の申請はどういう手続というか、とられているのでしょうか。初めのこの事業申請というのは、何か町のほうから言われてやったのか、それとも、地域が申請してきてそういうものをやってきたのか、その辺はどのようになっているのか。それと、受け入れたときにこの事業終わった後の目的を果たすのにどのような仕組みが協議されていたのか、ちょっとお話がされていたと思うのですが、その辺はどんなような仕組みでされていたのか、お聞きしたいなと思います。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

道営中山間のほうにつきましては、いわゆる道営事業ですので、正式な形で町の申請という行為は行われておりません。道のほうで計画策定して施設整備を行っているという形になっております。ただ、先ほど申し上げましたとおり、地域整備計画を策定するという流れの中では、道営中山間の事業メニューをつくり込む中で町としてもこういったものはどうでしょうか、というような形で話はされております。それから、その段階からの約束事なのですけれども、地域の思いを形にするという、それを町が受けて道営事業な

り、それから団体事業なりで実施してきたわけですがけれども、完了の施設の維持については地域のほうで行うという、そういう約束事で進められてきております。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 事業着工したときには1つの団体というか、その運用する組織というのはでき上がってはいなかったのですか、いたのですか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

運用するといえますか、こちらのほうとしては、阿歴内の地域振興会を相手にお話をしております。阿歴内地域振興会の中で具体的な組織づくりをしていたかどうかということころまでは十分承知していないのですけれども、あくまでも阿歴内地域振興会ということでこちらのほうはとらえております。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それで、事業完了から約3年くらいですか、事業というか、馬のこの道、16年、11年からやって馬の都市間交流をやるといって、この事業が終わってから2年半くらいですか、事業完了してから間があったの、この時間あった間というのは、これはどのような時間帯だったのですか。空白の時間。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 先ほど小規模土地改良事業が平成17年度に終わったということで、実質的な供用開始は平成18年度からだったというふうに認識しております。そういう意味では、丸1年ちょっと現時点で考えると時間があるのですけれども、地域のほうでみずから考え、みずから行動するというので、そこがこの事業の一番最初の起こりだったというふうに認識しております。そういう意味では、地域のほうで早く運営の形をつくってもらいたいなというふうに願っておりましたけれども、聞くところによりますといろいろな事情があってなかなか取り組めなかったということで聞いております。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 補助事業ですから、この運営も含めて実績報告だとか、いろんな運用面での事務的な1年半なら1年半の実績報告が何かの形で、事業がされていない経過の中であればあったように何か報告されていると思うのですが、今回釧路新聞ですか、中で阿歴内のほうで何か新しい組織ができて今後に向けていくということですがけれども、これも私なりの考え方で解釈が間違っているかどうかわかりませんが、この目的があって補助事業が構成されているというふうに理解をしているのですが、これが、地域が何かの理由でそんなに長い時間ではなくて、それなりにまとまってやはりこの当時の目的に向かってやれるということが一番いいわけですから、そういう中では、これは当然皆さんして応援をしてあげなきゃいけないけれども、だからといって、だらだらといつまでも、町の補助金も入っているわけですから、だらだらと長くするわけにもいかんと、その辺の限度というのは、課長方考えている範疇は、どの辺から軌道に乗れるのだというふうに思

っていますか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

本格的に稼働するまでの期間、あるいは投資に見合った活用というのは、一概には申し上げられないというふうに考えておりますけれども、いずれにいたしましても、北海道のほうでも利用実態等について調査を行っております。その中で、近日中にアクションプログラムを立てなさい、行動計画を立てなさいという指導も受けておまして、その中で地域の住民の組織の問題ですとか、あるいは町として行える支援がどういうことなのか、そういうことを総合的に立てていかなければならないというふうに考えております。近日中にその辺は、行動計画策定して道に提出するということでもありますので、まずはその辺でご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 先般この話で私も現地、言われまして、きょう出席をしていますが、議員の方と一緒に見てまいりました。行ったら、何も利用していないうちから、管理棟だかの屋根が漏るのだと、屋根が漏るから直してくれやという話ありまして、それ違うのではないかというような話ししてきたのですが、そうやって一つの事業ができ上がっていて動きがなくて施設が雨漏りしていると言われるようでは、これは困ったものだなと、だから、今後帰ってそれなりに皆さんに話ししますよということで帰ってまいりました。この間新聞がああやって出たわけですから、今後あの目的に向かって、あれが本当にああいう形で前に進むのだということであれば、うちの町の町民の人方も税金もよく使われたなというふうになると思うから、いいのですが、そういうことの中で今後、きょうはそういう運営の面を、今後の課長から聞いたそういうものに期待をかけながら、また決算委員会とか12月だとかいろいろございますから、経緯を見ながらその都度やっていかなきゃならんとは思いますが、総合的に現地を見てきた感想の中では教育委員会のほうの関係もあるようですし、総合的にどうお考えになるのか、町長か副町長、最後にお答えになっていただければいいなと。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思います。

阿歴内地区につきましては、ご案内のとおり、地域の再編をした地域でございまして、今日のこういった農家の大型化する中で地域の構成員の方々が減少する、そういった中で早い時期に苦難を乗り越えて阿歴内地区の再編を行いました。その阿歴内地区の再編をする中で、阿歴内地区の方々が心をつにして、今後この阿歴内をどうするかということで検討されたのが、先ほど課長のほうから言われたいわゆる地域整備計画の中で、その思いを達成するということが表現したのではないのかなというふうに思っております。そういった地域からのご要望をどのように実現するか、委員のご指摘にありましたように、1 A 1 Pでの制度の問題もございまして、しかしながら、たすきに何とか帯に何とかという話

もございまして、いろいろ悩んだ結果、道のほうにも相談した結果、道営の中山間ということもありました。ただ、それでもなおかつ不足する分については小規模等についても導入してまいります。総じて言いますと、そのことによって阿歴内の方々が将来に向かって明るく地域づくりができることを期待するというのが今、委員からも言われたことでありますし、私どももそういう願いでございます。農業が非常に大変な状況で、日々毎日そういった地域づくりに専念できないのも実態でございます。しかしながら、事業が事業の目的として行われておりますから、その目的が達成されるように、私どもも願っておりますし、地域の人もまた同じだというふうに思います。先ほど課長のほうからも道のほうからのアクションプログラムという話がありましたけど、実質はいかに有効な利用をされるかと、一日も早く目的に沿ったような形で、皆さんが本当に心の和むような形で利用をされることを望んでいると思いますので、町としても、引き続き、そういった面で地域のほうにそういうお願いをしながら、期待に沿うよう努力をしてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今そう言われたことで、私も期待をしてこの推移を見ながら、しっかりとその目的に向かってがんばってもらえるということを願って、とりあえず今回質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

小林君。

○委員（小林 浩君）（発言席） 初めての総括質問でございますので、的を射ない点があるかと思いますが、お許しをいただき、後でこっそり注意をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほどから何度か話の中に出てきているのですが、町立病院についての話なのですが、先ほど医師の確保について、また町長から前向きな姿勢の答弁があったのですが、きのうの新聞の報道で自治体病院の再生素案ということで報道があったのですが、高度医療まで行うセンター病院か、また初期医療を中心とした診療所などで、どちらかで再編をするというような記事だったのですが、見出しの中に大きく標茶町の町立病院については、前向きだというような、要するに初期医療の診療型を選ぶような記事が出ていたのですが、その件についてちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 昨日道新なんかで出ておりましたし、それ以前にも道新等を中心にしながら最近1カ月ほどの間で道内の自治体病院等の再編について記事が出ておりました。これにつきましては、平成16年5月に道の保健福祉部が中心になりまして北海道内にあります北大、それから旭川医科大学、それから札幌医科大学、それから道、町村会、それから北海道医師会等の医療関係機関で北海道医療対策協議会を設置して今後の道内のいろいろな医師の派遣、それから特に自治体病院等の経営の悪化に対する対策、それから

僻地医療に対する医師の派遣等の課題につきまして、16年5月からそれぞれ検討してきたものです。その医療対策協議会の中で、自治体病院と広域化連携のための分科会が設けられまして、その中で今回新聞報道がありました道内を30ブロックに分けていわゆる今、委員指摘されました中核病院、それからそれ以外の病院というようなことでこのたび出されたもので、これは道内30といたしますのは、北海道内を医療圏域で分けますと20なのですが、ここの分科会では30に分けてやっていますけども、その中で特に北海道内の場合ですと、これからの少子高齢化の問題、それから医師の確保の問題、それから人口が少なくなり、通院する等の距離の問題含めて、最低限の地域に必要な医療を効率的に運営していくためにはどういう方法があるのかということでの一つの地域で、これからの医療体制について話し合う、今後の医療体制構築のためのたたき台という形で出てきたものでありまして、今後これらのたたき台をもとに自治体病院含めて、本町が属しておりますのは釧路の圏域になりますけども、そういう面では釧路の市立病院、それから釧路日赤病院を中心に今後1、2次の救急含めてどのような医療体制がいいのかということのたたき台ということで今回出されたもので、これらをもとに今後そういうことでそれぞれ検討していくということでもありますので、そういうことでこれが一つの計画と、決まったものだということではなくて、一つのこれからの医療のあり方に対して話し合うための一つの材料ということできておりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

昨日の新聞報道の関係につきましてのご指摘ございましたので、町立病院のほうで対応させていただいた経過がございますので、その点と現状における町立病院につきまして若干答弁をさせていただきたいと思っております。

昨日の道新の道医療対策機構の自治体病院再編素案に関する記事につきましては、私の言葉がちょっと足りなかったのかということで反省もしているところでございますが、一昨日に私が電話取材を受けまして、事務長の立場として、再編素案どおりとなった場合の釧路市内への通院等における患者負担の増大の懸念や、現状における地域医療における町立病院の役割の重要性、そして病院再編の中身など、具体的議論については、年明け以降に本格化するとのことであり、今後の推移を見守りたいとともに、今後意見反映の場が設定された上では、町としての考え方について述べていきたいということをお願いしたところでございますが、その話の中の言葉の一端だけをとって記事にされたということでありまして、私の真意とするところではないと認識を持っているところでございます。

しかしながら、これとは別に町立病院といたしましては、一般会計からの繰り入れによる町財政の負担も厳しく受けとめているところでありまして、患者数の減少による病床数の見直しなど、検討を含めまして、今後の町立病院のあり方というものを近い将来議論を深めていく必要があるものだなと思っております。

また、委員が一般質問で提起をされておりました地域内循環型についてであります。

医療分野の取り組みといたしましては十勝管内士幌町でもありますように、地元有志による国保病院の支援の実例などもあります。町立病院も初期医療を担う一医療機関としての役割は果たしておりますことから、町民の皆様の身近な医療機関として利用いただきたいと思っておりますし、町立病院といたしましても、患者への安全で安心、患者の立場に立った医療サービスの提供を基本に、今後もさらに取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（菊地誠道君） 小林君。

○委員（小林 浩君） 今、きのうの新聞報道のことや、また病院の今後のあり方という答弁をいただいたのですが、あり方と、また今後の経営ということを考えて、きのうの一般質問の中にもあったのですが、現在の療養病床型という形から介護を伴う療養型という形への病院でのそういうシミュレーションというか、そういうものは全くやっていないのか。また、少子高齢化が進んでいる中で、きのうの話にもありましたとおり、やすらぎ園の待機者が100名を超えていると。老人施設の待機をされている老人の方というのは、大半の人たちが何らかの体に対する医学を必要とする方が多いというのが現実でございます。十分療養型でも対処できる方もいると思っておりますし、また、たしか平成24年で介護療養型というのがなくなってしまうと。その後は医療型のそういう療養病床型というふうに変わっていくというふうに聞いているのですが、当然この近郊でいけば釧路市なんかほとんどそれを、今そういう方たちが、釧路市などのそういう介護の医療のそういう療養病床型を利用しているのですが、そういう形になっていくと間口を閉めたりだとか、あわよくばそういう施設がなくなったりだとかということもなってくると思うので、よりこれからそういうところを必要とするお年寄りが、そういう場がなくなっていくという気がするのです。そういうシミュレーションというか、標茶の町立病院をそういう形にというシミュレーションは、今のところ全然立っていないのかどうか、伺いたします。

○委員長（菊地誠道君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

町立病院の療養型の考えでございますが、一般質問でも答弁にもありましたとおり、平成15年の8月に収益のメリットの面から一般病床のほうに決定をしたと、継続させたということもございますが、国の方針、流れから申しますと、療養病床については削減をしていくということではありますが、ただ町立病院としては地元にある唯一の、1つの医療機関でございます。特養やすらぎ園のほうにかなりの待機数もおるということでありまして、例えば入園までの期間において自宅での、在宅での介護がなし得れないという高齢者等を含めまして、いわゆる社会的入院ということでは、町立病院としては受けることは問題はないと、受けざるを得ないという考えでおりますので、ご理解をいただきたいと思っておりますが、療養病床の流れの関係で開設者であります住民課のほうで今後根室釧路管内での組織を立ち上げての議論も始まるようですので、その辺につきまして、含めまして住民課長のほうから答弁をさせていただきます。

(笑う声あり。)

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 委員ご指摘ありました介護保険法に基づく指定介護療養型の医療施設でございますけども、現在釧路管内には11施設で448の病床がございます。これにつきましては、前段病院事務長からもお話ししましたように、平成24年に廃止ということになります。それで、現在私ども連絡いただいておりますのは、釧路管内、根室管内を含めて保健所、それから医療機関、それから関係市町村というか、全市町村入ると思っておりますけども、市町村の担当課長が集まりまして、この440床なくなった後の医療のあり方ですとか、介護の部分での問題もございますので、今のところ10月というふうには聞いているのですけども、この辺のことについては、今後どういう対策をとっていくかということで保健所のほうから連絡をいただいておりますので、この中で、その対策が全道的な保健所ごとでやるようになってございますので、そういう中でこれらに対する対処というのは、今後検討されていくものだというふうには受けとめております。

以上です。

○委員長（菊地誠道君） 小林君。

○委員（小林 浩君） 広域的にそういう組織で対応していくということなので、その後の話をということなのですが、町立病院としても今そういう病院の今後のあり方が問われているということなので、当然そういうようなシミュレーションも立ててみるのもいいのかなと思います。

病院のことについては、このぐらいにしておいて、ちょっとやすらぎ園のことにさっき触れたので、やすらぎ園のきのうの予算の中にもございましたが、49年に建てられた建物ということで、乾燥の機械が故障して補正予算で見えていたのですけども、当然建物も49年に建てた建物なので、老朽化とかいろんな問題がありますし、また、最近特養老人ホームでも、個人のプライバシーを尊重するというでユニットケア、最も老人介護施設にふさわしいユニット介護がほとんど主流となっているのですけども、本町のやすらぎ園、特養老人ホームは、非常に利用料も安くて町民の方々が利用しやすいという特典もあるのですが、介護という意味で考えると、当然ユニット化というのが今後必要となってくるのですが、そのようなことについては、どのように今の段階で考えているか、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） やすらぎ園長、臼井君。

○やすらぎ園長（臼井好和君） お答えさせていただきたいと思います。

ユニットケアの関係ですけれども、ユニットケアというのは、まず簡単に言いますと集団ケア、いわゆる流れ作業的ケアではなくて1つのユニットで個別でケアする、家庭的な方法でケアをするというケア方法であります。これは、よりよいケアとして私は考えております。現在新設施設、いわゆる施設を国の補助によって建てる場合については、条件として個室、ユニットケアということの国の方針があります。やすらぎ園のユニット化につ

いては、これはもう政策的なことになると思いますけれども、現在の施設の大規模改修、それから介護職員の増ということのいろいろな財源的な厳しい状況にありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 小林君。

○委員（小林 浩君） わかりました。やすらぎ園のこともそうなのですが、軽費老人ホームである駒ヶ丘荘、たしか経費のB型という型であって、現状健康な方で自分のことは何でもできるという人たちが入る施設なのですが、だんだん、だんだん年をとってくと当然そういうこともできなくなって、自分のことができなくなるとあの施設で対応できなくなるということもあって、今、全国的に軽費老人ホームがそれを緩和するためにケアハウスという形に変えていっているのですが、そんな考えはないかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

（「政策的なことだから…」という声あり）

○委員長（菊地誠道君） やすらぎ園長、臼井君。

○やすらぎ園長（臼井好和君） お答えいたしたいと思います。

これについても政策的なことでありまして、現状についてご説明をさせていただきたいと思います。軽費老人ホーム施設については、A型施設、それからB型施設という施設、2種類になっております。本町においての駒ヶ丘荘については、B型施設です。これは、自立して自分で食事をつくったり買い物したりする自立型の施設であります。逆にA型については、今ケアハウスといっておられましたけれども、これがA型になります。これは、介護、それから食事つきです。それから、介護員もいて看護師もいたりする食事提供型の施設となっております。現在B型をA型に変更するということだと思いますけれども、そうなりますと今現在入っている入居者は自立型で入っております。そうすると、別にまた建設しなければならないというような状況になってくるわけですが、これも先ほど言いました政策的になりますけれども、別に建設すると建設費、それから介護職員、それから看護職員、それから調理職員というふうに人件費がふえるということになりますと非常に厳しいところもあるのではないかなというふうに思っております。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 今やすらぎ園長のほうから政策的なことということで説明ありましたが、前段の特養のユニット化の問題、あるいはただいまの軽費老人ホームのケアハウスの問題等々含めて、本町の場合はかなり早い時期にこういった問題を取り組んでおりまして、そういった経過から今新たに考え方が出ていたものを整備するところからすると、どうもおくれているという、移行が、あるいはそういうニュアンスで受けとめられがちなのかなというふうに考えています。新たにスタートするところは、ただいまご指摘のような形でスタートしやすい事情もあるのも現実であります。やすらぎ園の問題等例えば、現実にいわゆる家族の方の負担の問題等々も含めて考えると、単に私どもというか、自治体の側の財政状況だけじゃなくて、長い間この状況になれ親しんできたという、そう

いった問題も含めて、皆さんの考えも含めて整理していかないと、一概に今一番いいスタイルのものに急に変わるということはなかなか難しいのかなと、そういうふうを考えております。国がいろんな介護保険制度を創設してからもかなりそういった面では想像のつかない形で変化、改正を続けております。私どもは、どちらかというと投資の問題も含めてありますので、安定した基本的な考え方を示してほしいのでありますけども、どうも時間的には短い時間の中でこれが一番正しいとか、これが一番新しいという形でどんどん示してくると。じゃ、そう勝手に壊せるものでもないし、変化させることもできるわけでもないわけでありますから、どうやってこの地域に一番合った形に変化をさせていくかということが自治体だけじゃなくて、住民の皆さんの考えも含めて努力していかなければならないのかなというふうに考えています。変化をさせるタイミングについては、やすらぎ園長のほうから説明ありましたように、大規模修繕、改築等々の時期にという問題もあるかと思っておりますけども、もう一つは町立病院のいわゆる空きベッドの問題も含めて指摘ありますけども、そういった面では自治体経営が妥当なのか、あるいは地域社会の中での民間の皆さんが担い手になるのが正しいのかという、あるいはふさわしいのかということも含めて、その辺はかなりの議論をしていく必要があるのではないかなというふうに思います。ご指摘の件については、十分私どもとしても検討の材料にさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員（小林 浩君） 終わります。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑はございませんか。

川村君。

○委員（川村多美男君）（発言席） せっかくの機会でございますので、若干、ご質問させていただきますと思います。

本年2月に待望の開運橋が新築されて、2月に竣工式が行われ、私も初めて新築の橋を渡ったという記憶もございますし、町長も、なりたての町長が橋の上で、あの緊張した中であいさつをしたというのもまだ脳裏に焼きついているところでございます。町といたしましては、橋は新築になったと、駅前から川の向こうまでの歩道の整備もやるということでございます。私が言いたいのは、391側の橋の切れ目から391に接している歩道の部分、その部分は道の管轄なのか、町の管轄なのか、まずそれを伺いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

管轄につきましては、新設の橋から391のいわゆる国道の管理区域までは道道の管理になってございます。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） そこで、私も町民のほうから特に冬期間歩いたり、自転車で平気な顔して歩く人もいるので、町立病院に通う人がいるので、その際に今までは歩道がありますけども、標識の大きな太い電柱、それから電線の電柱、合わせて5本くらいその歩

道に集中しているということがありまして、冬期間は両方に雪をかき分けているとほとんど歩くスペースがないと、仕方がないから車道を通して横断歩道渡っていくということで何とかならないかということでありましたが、たまたま、この補正にも道路橋梁費ということでもありますので、ちょうど5月か6月ころですか、あそこ通るとあらいぐまさんのところの塀というか、フェンスがとられておりました。そこで、町のほうで何とかするのかなということですと見ていましたら、ほとんど何もやっていないと、砂利は少し敷いていましたけども。私は、町民が安心、安全に通れるという観点から、やっぱりできるものだったら電柱をできるだけ少なくする、歩道の中から外すということも必要だろうし、あるいは、電線を地中化にするということも、管理者である道のほうに町として要望する等の現時点での計画等はないか、それを伺いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 現在の状況なのですが、委員ご指摘のとおり、2メートルそここの歩道の状況、特にあらいぐまさん側なのですが、1メートルほど車道側から舗装されていますが、その外側は民地側になりますけども、砂利道という状況で、非常に歩行者、自転車の通行に不便を来しているという部分で、安全の点からも非常に懸念しておりました。全体の工事の流れで開運橋が完成したということで、それぞれの目に見えない仕事の事務手続等あってなかなかその後、道路部分の仕事の進捗が見られなかったという状況があったかと思うのですが、橋を除く前後の道路につきましては、特に今ご指摘の391側の部分につきましては、9月27日、本日入札が執行されるという情報を受けております。それで、電線につきましては残念ながら地下埋設という形ではございませんので、あと電柱標識につきましては、今度広くなります。歩道、現在2メートル内外ですが、4メートルぐらいになりますので、4メートルの歩道の車道側、あるいは民地側に寄せられた形で設置されることになりまして、完成しますと自転車、歩行者の利便が図られるようになるのではなかろうかと考えているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） 今、課長の答弁には、くしくもきょうが工事の発注されるというようなことでございますので、それから道路拡幅に伴って町民が安心、安全に通れるということでございますので、大変よかったなと思っております。

次に、私が一般質問で数年前に申し上げてご提言しておりました厚岸道道にぶつかる平和通、それから麻生H O P E団地に差しかかる十字街、7月にもちょっと事故があったようでございますが、関連ということで、かなり年数がたっておるのですが、道のほうに当時の町長、3代前の町長ですけども、その経過はどうなっているのか、わかる範囲でよろしいですから、お尋ねしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長、玉手君。

○総務課長（玉手美男君） お答えをしたいというふうに思います。

厚岸線と平和通の交差点については、従前から信号機の設置という要望があったという

ふうにももちろん伺っておりますし、弟子屈警察署を通じて、毎年であります、要請をしているところでございます。回答としましては、設置をするという話で、実は明るい話としてはいただいております。ただしという形で、もう数年にもなって、いつできるのかという催促の話になるわけですが、警察のほうの話では、ことしも4月に町長と私が行って要望書を手渡した経過も実はあるのですが、その中に話がありまして、10年前には全道の信号機の設置が300基ほどできたという話でございます。ことしについては9%の数しかできないということですから、25基が全道でつくのが精いっぱい財政状況だという話で実は帰ってきました。じゃ、標茶の平和通の部分についてはだめなのかという話ですが、釧路管内でことし9基だという話を実は伺ってきました。その中に標茶はという話ですが、明るい話ではございません。設置をするという返事をいただいておりますので、今後ももちろん要望を続けていくわけですが、はっきりした年度の回答をいただけない状況であります。ことしの交通事故は、272の3名の方が1月、それからこの間塘路で1名と、4名死亡されているという状況にあって、全道一を、ことし今月の16日現在で33名の前年比の上昇を招いているという状況でありますから、標茶の要望箇所についても大事故が起きる前に設置をしてほしいという形で今後も強く要望してまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいなというふうに思います。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） 町長並びに総務課長が、道のほうに行って要望されたということには大変敬意を表しますが、できるだけ政治力もやっぱり使っていったほうが私は、この管内からも道議さんが2人出ておりますので、政治力も大いに使って釧路よりこっちのほうにというぐらいのそういう強い押しも必要でないかなと思います。

それと、同じく一般質問で、当時五十石の橋の老朽化に伴ってかけかえということで開発期成会のほうに強く要望したらいかがかということでもございましたが、その点についても今現状の経緯はどうなっているのか、伺いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

五十石橋の状況につきましては、町といたしましても委員同様の考えを持ってございまして、かねてより開発予算要望におきまして、道路管理者であります開発局、そして本体の国交省を含めまして要望を繰り返してきております。これまでに回答としていただいておりますのは、要望内容については認識しているということであり、狭隘含めてですが、ただ、道内に同様の橋梁等が多数あるものですから、そこの中で優先順位を今決めかねているというような内容でございます。町といたしましては、引き続き国に対しまして強く要望を繰り返してまいりたいと考えてございまして、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） 笑ったら困るのですけども、国のほうにはやっぱり国政に出て

いる、釧路管内から、釧路市部とか、管内から出ている国会議員もおりますので、そういう政治力もある程度使いながらやっていってほしいなど、要望しながらやっていってほしいなと思います。その点について、なかなか言いづらいと思いますけども、聞いて終わりたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思います。

前段、企画財政課長から説明しておりますけども、実は地域の要望については本町からの要望として開発期成会の要望に上げる、あるいは町として要望を上げる際に、それぞれ政治団体といいますか、政党等、それぞれ国会議員さん、道議さんの出席をいただいて直接直々お願いをしてきております。自民党、民主党、共産党さんもそれぞれ地元まで来られますし、そういった形では各議員の皆さんには、それぞれのレベルの議員さんには、それなりにきちっとお願いをしてございます。政治力というのは、お願いする段階ではその力の部分については、私どもは期待するだけでありまして、発揮するというのは、こちらの問題でないものですから、一応努力はそういう形で、ただ要求書をつくって出しているだけではなくて、そういうやりとりも行っているということでぜひ理解をいただきたいと思っております。

○委員（川村多美男君） 終わります。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君）（発言席） 老人医療の問題について質問いたします。

せんだって、先月の8月7日に北海道後期高齢者医療広域連合初議会が行われたというふうに聞いています。さっぱりそのニュースが入ってこないのですけれども、私インターネットで引っ張りましたら、40に上がる議題、これをわずかその前段の議員協議会も含めて4時間で上げるというのはとんでもない議会の内容だなというふうに思っていました。実質的には、出席した議員の質問や抗議によって、それでも5時間です。私たちがこういう問題について議会を開けば、軽く3日はかかるかのような内容を5時間で上げるという、これが実態でありました。もともとこの後期高齢者医療制度というのは、去年の6月に時の政府が強行採決をしてわずか1年半たたないうちにそれを実施するというスピード、介護保険が実施されたことをほうふつさせるような内容の形でありました。

そこで、本当にこの後期高齢者医療制度というのは従来の医療を受けている老人の方々が思ってもみなかったような制度に投げ込まれるという、本当に大変な制度でありますので、基本的な事柄について幾つか質問をしたいというふうに思います。75歳以上のすべての高齢者の方、これは前の質疑でも大体1,300人ぐらいと言いましたっけ。加えて、65歳以上の1級から3級の身体障害を持っている方々も対象になるということなのですが、全国で1,300万人という数字でありますけれども、標茶ではもう一度重ねて正確な数字を伺いたいのですが、この後期高齢者医療制度、今までの保険からすべて引きはがされてこっこの

保険に入らなければならない人たち、何人ぐらいいるか、改めて伺いたいというふうに思います。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 後期高齢者医療制度につきましては、平成20年4月、来年の4月から制度が始まるということで、対象となる被保険者については現在私どもで、正確と言われましたけど、ちょっと年度末できちっと押さえている部分がございますので、それでお話をさせていただきたいと思いますが、75歳以上の該当者は本町では19年3月31日現在で1,155人、それから65歳から74歳の寝たきり等の部分では75人、合計1,230人。ですから、月によってこれは変わってきますけども、一応数字としては1,200から1,300の範囲内ではないかということで現在押さえております。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） ご承知のように、全く情報が私どもの手元に入っていないような状況の中で初議会が終えてどんどん進行しているわけですが、この1,230人の対象の方々、この方々は、前に7月号でしたっけ、広報「しべちゃ」の、お年寄りの医療制度が変わりますということで後期医療制度のことについて1ページ載せましたよね。私これ読んだんですけど、これで果たして該当者及びその家族の方々が、一体自分はどういう目に遭うのだということがわからないのではないかというふうに思うのです。そのことについては、後でまた伺いますけれども、この医療制度の内容なのですけれども、一つ一つピックアップして聞いていきたいのですが、今回保険料の徴収は町がやるということになっているわけですが、聞くところによったら、例えば最初のうちは滞納した分も町が負担しなければいけないかのような話を聞いていました。これについては、徴収した分だけの納入でいいのかどうか。それから、70歳以上は、従来滞納しても医療保険の取り上げ、保険証の取り上げはなかったのですが、今度の制度では、滞納した人には保険証の取り上げというのが実施されるというふうにも聞いているのです。あくまでもこれは聞いている話ばかりで申しわけないんですけども、その辺はどうなっているのか、2つお伺いしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 後期高齢者医療の保険料の徴収につきましては、広域連合の規約の第4条の第1項で別表で市町村がやる事務の中で、保険料の徴収ということが義務づけられています。それで、保険料が決まって被保険者にそれぞれ賦課されて私どものほうに通知が来ますので、それで納期までにそれぞれ納めるということになります。保険料の納期につきましては、これは広域連合で決めるのではなく、各市町村で条例をもって定めるということに法律上もなっていますので、これらについては、時期としては遅くとも12月にはなるかと思いますが、そういう条例を提案をさせていただくことになろうかと思いますが。

それから、徴収の関係で徴収した保険料については、市町村から後期高齢者広域連合のほうに納付しなければなりませんけども、現在私どもで確認しているのは、各市町村で納

入があった分を広域連合に納入すると。滞納等があった場合について、その分を市町村が負担するというにはならないということで今聞いております。

それから、保険証の関係ですけれども、基本的には今の老人保健では、今、委員指摘されたように、保険証等の返還等はございませんでしたけれども、これは後期高齢者医療制度に関しましては国保と同じように滞納者については短期被保険者証、資格証明書等の発行ができるということで聞いております。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 滞納者については、保険証の取り上げといたしますか、その問題なのですけれども、従来は70歳以上の方々については、それはなかったですよ、たしか、と思うのですが、そういう意味でも今度の医療制度というのは、高齢者に非常に過酷な制度になってきているというふうに言わざるを得ないというふうに思うのです。

それで、もう一つの問題は、保険料の問題なのです。平均保険料は、11月の2回目の議会で決まるというふうに聞いています。それで、その間に、私たちの意見やいわゆる対象である後期高齢者の方々の意見やその家族の意見が、どういうふうに反映されるのかというのも心配なのですが、もう既に広域連合では平均保険料、これは8万7,000円から9万7,000円になるということをはじき出しているのです、広域連合では。これは、大変な金額なわけです、年間の金額なのですけれども。この金額でいいますと、例えば全国的にいいますと、今まで家族の例えば扶養家族で息子さんの保険等に入っている人たちがそこから離されて新しく自分がこの保険に入って保険料を支払わなきゃならないという、本当に負担の純増になるという仕組みなわけですけれども、これは全国で200万人いると聞いていますけれども、そういう方々は例えば標茶では何人ぐらいになりますか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 後期高齢者医療制度につきましては、新たな制度ということで、今、委員ご指摘のとおり、法律で原則75歳以上の方につきましては、現在どの保険に加入しているかは別にして、すべて後期高齢者医療保険のほうに行くというのが本制度の趣旨でございます。それで、そういうことから現在国保、それから健康保険、それから船員保険、共済組合等に入っている被扶養者についても、後期高齢者医療制度の被保険者としてなりますので、今ご指摘のとおり、それらの方については特に政府管掌、それから組合、政府管掌、それから船員保険、それから共済組合等の被扶養者については、現在被扶養者で入っている方については、新たな保険料の負担ということになります。

それで、お尋ねのその人数でございますが、私どもで現在国保を除いていわゆる扶養者になっているかいないかはちょっと別にいたしまして、先般お話ししました対象者の人数では保険者別の人数も出ておりますので、それでいきますと健康保険の政府管掌と組合、それから共済組合、船員保険等含めて160人、割合としては10%ちょっとになりますけれども、がいわゆる被扶養者に該当される、160人程度が被扶養者になるのかなというふうには押さえています。それ以外については、国民健康保険ということで押さえております。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） ですから、この新しい保険で言えば、例えば夫婦二人で夫の健康保険に入っていたと、二人家族で。その奥さんは、例えば75歳未満の場合は国民健康保険新しく加入しなきゃならなくなるわけですよ。そして、夫は後期高齢者医療制度の保険に入るといことで、二人それぞれの保険料負担になっていくわけですよ。それで間違いありませんか、そういうこと。はい。答弁がないわけですけども、それを確認して次の質問に入りたいと思います。

それで、この制度をずっと私聞いてみましたら、物すごいこの制度の欠陥といいますか、もともと、今でも昔の厚労省の局長あたりも、これは、うば捨て山だなんて国のもと機関の人がそういうことを言うぐらいの内容だと思うのですけれども、今度の負担金なのですが、これは6月の予算でも出ていましたよね、負担金が。高齢者のさまざまな負担金というのが出ているのですけれども、割り返してみますと、例えば均等割でいいますと、小さな町には非常に負担が大きくて、都会には負担が軽いと。例えば札幌で割り返してみたら、1人1円にも満たない、41銭ぐらいの負担金ですよ、均等割で言えば。ところが、標茶で言えば、これは正確かどうかちょっとわかりませんが、私の試算でも250円ぐらいになるのだよ、1人。250円対44銭ですから、これ一つとって地方に本当に厳しい負担になっていくのでないかなと思うのですが、その点はそのとおりですか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 後期高齢者医療連合にかかわる費用のうち、今、委員ご指摘の部分につきましては、規約の第19条に基づく広域連合の経費のうち、関係市町村の共通経費に係る負担金の割合だというふうに押さえてお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、共通経費につきましては、今ご指摘のとおり、均等割が10%、高齢者人口割が40%、人口割が50%ということで規約で定められております。ちなみに、平成19年度の負担割合でいきますと、均等割が180市町村どこも77万2,381円、均等割の合計が1億3,902万8,580円と、ちょっと半端つきますけども、一応そういうことになっております。ちなみに、今均等割の10%だけの割合でお話でありますけども、ただ共通経費そのものにつきましては、広域連合の議会費、それから職員の人件費等含めた共通で負担すべき金額のものをそれぞれ人口割、それから高齢人口割、それから加入市町村ごとの均等割ということで決められているということで私ども受けとめておりますけども、確かに均等割だけを人口で割りますとそういう率になろうかと思っております。ただ、共通経費全体で見ますと、例えば札幌市の場合、人口でいきますと全道人口の、これは平成18年の3月31日現在の住民基本台帳人口と外国人登録の原票で計算することになっておりますので、それでいきますと、札幌市の人口が全道の33.2%になります。札幌市の共通経費の総額そのものは27%ということになりますので、共通経費にかかわる負担割合がどうあればいいかということからいいますと、被保険者に該当します高齢者人口割も含めて、それから高齢化率がそれぞれ違うということも含めての人口割で加入単位としての市町村の均等割という決め方をされているという

ことで私どもは聞いております。そういうことで、このような共通経費に関する負担割合が定められたというふうには受けとめております。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それでも、なおかつこの問題についての不公平感は否めない。それぞれの都市や町村の医療の機会だって非常に差があるわけですから、だからそういう不公平感はすごく私感じるわけです。

もう一つ懸念されることがあるのですけれども、今度の後期医療制度の中では保険で受けられる医療が制限されるということが、ずっと以前の話ですが、検討中だと。その制限の内容というのは、大体日本の診療報酬というのは検査何回だとか、注射何本だとか、それに応じて支払われるわけなのですけれども、そういう出来高払いで支払われるということなのですが、今度75歳以上の高齢者医療制度、これの保険に加入した方たちは、いわゆる診療報酬が包括払いになっていくということですよ。これが検討されると。包括払って何かといたら、限度額が決められて、それを超えた場合は保険が適用できなくなるということでしょう。これいい例、アメリカですよ。アメリカは、民間の保険で7割近くですから、あそこはもうこれ以上やると病院経営が悪化するということで、手術して麻酔効いたまんま帰されるなんていうことがしばしばある、これは日常茶飯事起きているということをよく聞きますけれども、この包括型の医療制度がこれに持ち込まれるということは通達してきていませんか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 後期高齢者医療制度に係る診療報酬の体系の問題でございませぬけれども、これにつきましては、私ども入手しているのは来年の4月1日、ちょうど後期高齢者医療制度が始まる時期と同じですけれども、2年に1度の診療報酬の改定時期を迎えるということで、現在、社会保障審議会の特別部会で後期高齢者医療制度にかかわる診療報酬はどうあるべきかということで、これについて10月初旬まで骨子をまとめるということで聞いております。その後、中央医療協議会で具体的な他の診療報酬の改定とあわせて診療報酬の内容が見えてくるというのは、来年2月というふうに今のところは情報で入っております。ただ、今、委員言われたように、いわゆる出来高払いから包括払いに全部なるかということについては、一部診療報酬の中でそういうことで導入している病院もあるわけですけれども、後期高齢者医療制度に関してすべて包括制度でいくということには、今のところ私どもは聞いておりませぬ。

（何か言う声あり）（「決まってからやればいい。」という声あり）

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 今、後ろからアドバイスをいただいたのですが、決まってから準備して遅いのです。12月、1月、2月で通達来るわけでしょう。4月実施ですよ。そうすると、対象の高齢者の方々にどう説明して納得させるのか、そしてその家族の人たちにどうわかってもらうのか、その準備はできていますか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 委員ご指摘の特に新たな制度にかかわる政省令の正式な交付等が、非常におくれているのが現実でございます。先月、8月に初めて関係政省令のたたき台ということで広域連合を通じて私どもの手元に来て、それらをもとに、先日保険料に関しましては新聞に報道されていたとおり、北海道では8万7,000円から9万7,000円程度ということで報道があったものというふうに聞いております。それで、この制度そのものに対する住民周知の部分でございますけれども、そういう政省令のおくれもありまして、市町村と広域連合が一体になって制度の周知をしていくということで当初は聞いていたわけですが、そういうような状況でございますので、現在10月から、10月からといいますか、新たに広域連合のほうでも周知をするための広報計画等をつくりまして、市町村と一緒に周知をしていきたいということになっております。町といたしましても、そういう部分では、国保の加入者から後期高齢者に今度は保険制度そのものが変わるわけですから、そういう部分については、広報等だけでは不十分ということもありますし、いろんな機会を通じて周知には努めていきたいというふうには考えております。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私は、やっぱりこの問題についての一番重要な問題点は、これを受ける対象者がほとんど内容を知っていないということなのです。知らされていないということ。ですから、先ほど何人と言いました。1,230人。町内の75歳以上のお年寄りや障害者の方々、その家族を含めてこれを知らしていくという、説明会等を含めて知らしていくという課題というのは、今緊急に重要だというふうに考えるのです。道連合がやろうとしていることだって、例えばテレビでやりますと言って15秒のスポットだということです。だから、今度後期高齢者医療制度が始まりますよという、それで終わっちゃうようなスポットですよ、テレビなんかでは。あとは、読み物でしょう。パンフレット。一生懸命役場で作っていただいた内容ですけれど、だけれど具体的にこの医療制度に入っていく人たちは果たしてこれでわかるかという問題です。そうすると、個別の人たちに、ケースもいろいろありますから、じかに役場が、役場の人たちが説明をして歩くということがどうしても必要になってくるんじゃないですか。そういう構えはありますか。特に12月、1月、2月と重要な制度の内容が次々と通達で出てくるわけですから、そういうことについて、4月実施に周知させるという手だてを、ぜひ私は講じていただきたいと、可能な限り、思うのですが、いかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 住民周知の部分につきましては、確かに私どもも新しい制度でございますし、説明会等も含めてやるべきではないかというご指摘に関しましては、特に説明会等で制度の概要等を説明することとともに、個別の問題につきましてはまた大きな説明会等でお話を聞きながらという、特に所得の関係で、特に今回の場合ですと、国保に入っている場合、それから社会保険等の被扶養者になっている方々、それから所得が年

金収入だけの場合、そうでない場合といろいろな場合で、私どももまだ細かい計算の仕方含めて全部承知しているわけではございませんけども、そういうこと含めて、周知の徹底につきましては、今ご指摘がありました説明会等含めて、関係者に私どもも十分努力して制度の周知は図っていくよう努力したいというふうに考えております。今回もおかげさまで広報に出ささせていただきまして、もっと詳しく知りたいというようなことの間い合わせが今回初めてありましたので、そういう部分につきましては、積極的にこちらのほうから出かけてそういう機会を利用しながら周知の徹底には、制度の周知については努力していきたいというふうには考えております。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） これで最後の質問になりますけれども、ぜひ今度の後期高齢者医療制度というのは75歳以上、75までがんばって生きてきて、そしてその人たちに本当に過酷な医療制度を押しつける、そういう制度だというふうに私は思うのです。ですから、痛みを少しでも緩和できるように、それから本当に高齢者の立場に立った、そういう姿勢をぜひ真摯に見せていただきたいなというふうに思います。

最後の質問に入りますけども、これは町長さんにお聞きしたいのですが、最初のこの問題についての質疑をしたときに答弁なされたのは副町長でありましたけれども、町長さんも答弁されましたが、広域連合になったことでスケールメリットがあると、ただし法律が結果としてよかったということではなくて、町単体で医療保険の運営が困難だということを含めて考えれば、それは受け入れざるを得ないかなと、国で決まったことだし、極めて微妙な答弁をしたなというふうに僕は感じとして持っているのですが、しかし、ここにきて高齢者への負担が余りにも大きいと、幾らか明らかになった部分でいくと。法律の提案者までが、最近福田総理大臣は、15の医療改革法案を強行採決した中の1つですから、そのときに、最近になって窓口の70歳以上の2割負担は1割に凍結するかなとか、あるいは先ほど言った、今までの保険から引きはがされて新しく保険に入る人たちの保険料の負担はちょっと凍結するかななんていう、提案者が、まだ実施もされないうちにそれを改めるかななんていうことを言い出すような大変な欠陥法案なのです。ですから、町が挙げてこういうことからやっぱり高齢者の方々を守っていく、そういう姿勢をぜひ持っていただきたいと。そういう点でこの制度に対する評価は、そのころまだ仕方ないかなということであったのですが、町財政にとってはいい、少しは軽いのかなと思うのですが、高齢者とその家族の負担増の苦しみと引きかえの制度でないかというふうに私思うのですが、国や道に対して、また広域連合に対して、これらについて見直しを求めるような意見や姿勢を持つ、あるいは今度の後期高齢者医療制度の概要が明らかになるにつれてこの医療制度の評価が変わってきたのかどうか、その辺について最後に伺って質問終わりたいというふうに思います。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思いますけども、前段広域医療制度の問題に

ついでに以前の答弁の考え方については基本的には今でも変わっておりませんで、保険制度そのものは、いわゆる被保険者の数が多くなればなるほど安定化するという保険システムのこれはメリット、スケールメリット性のそういう性格を持っているという理解を私どもは今日もしております。このスケールメリットの中でどうやって効果を生かすかが、実は今議論をいただいている部分ではないかなというふうに思いますし、そのスケールメリットが、いわゆる被保険者からしたときに、あるのかないのかという議論が大事なことだというふうに考えています。

先ほど国や道に対して、この反対の申し入れ、あるいはその意見を出すべきだというふうに提言をされておりますけれども、基本的に構成員としての問題もございます。そういった面で自分の組織に対して自分がこれはおかしいという、内容的におかしいというのは結構なのですけれども、組織の一員としてその組織についておかしいという、存在することがおかしいということはちょっと言いにくいということはお理解いただけるのではないかなと思いますけれども、ただ国や道に向かって、あるいは広域連合に向かって、だれが一番の主人公であるかということをおまづ前提に考えるべきだと提起を受けていますように、被保険者のことがまずあって、そして自治体があるという形になるのではないかなと思っておりますけれども、そここのところが、今逆になっていまして、情報すべからず一番、これ変な話ですけれども、ご苦労されない国が内容的なものを全部掌握していまして、その周知が一番おこなわれているというのが、この、今、逆さまの状態になっているのが現状ではないかなと思っております。それぞれの段階で果たすべき責任が、果たせない分を、まさしく私ども自治体でそれぞれ職員含めて皆さんのおしかり、苦言を受けなければならないという任務だけをしょっちやっているということも、我々からすると、非常にせつない思いはします。しかしながら、被保険者の方の立場から考えますとそうも言われてはいただけませんから、最大限の住民周知含めてやってまいります。

それと、もう一つは、大事なのはこういう議論があったということをおまづ広域連合に届けるかと。あるいは、別な面で言いますと、この組織を否定するというのではなく、町村会の場通じながらこういった意見を道や国にきちっと出していくということも大事なことだというふうに思いますので、そういった努力を含めて、この問題のぜひ実施段階では、いわゆる広域連合としてのメリットが出るような努力を最大限やっぱりしていく必要があると思いますし、町長は、まさしくその努力をしていくことになるのだろうなというふうに思いますので、そういった努力をさせていただくということで、ご理解を賜りたいなと思います。

○委員（深見 迪君） 終わります。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君）（発言席） 私は、農林水産業費のうちの補助金関係についてご質問をいたします。

農業費の中に負担金、補助金の項がありますが、ことしは先般6月3日に開催予定でありました標茶町ばん馬運営委員会主催のばん馬大会が中止になっております。中止になった理由と、その補助金を出すように計上されておりましたが、その関係はどうなっているのかをお尋ねしたいと思います。

(何か言う声あり)

○委員長(菊地誠道君) 農林課長、牛崎君。

○農林課長(牛崎康人君) 本年度のばん馬大会につきましては、委員ご指摘のとおり、6月の3日に開催予定が確かに中止になってございます。予算的には、予算書上では、馬事振興会補助金80万円のうちということで計上されております。5月の21日に馬事振興会から、ことしのばん馬大会については中止せざるを得ないということで文書をいただきまして、補助金の交付を中止しております。理由につきましては、昨年から産業まつりとの同時開催ができなくなったことで集客が見込めない、あと諸般の事情ということで記載されております。

○委員長(菊地誠道君) 黒沼君。

○委員(黒沼俊幸君) 私、今までずっと農業畑でやっていますので、私の覚えでは昭和40年の年に標茶町家畜商協の方々主催をして、第1回のばんえい馬大会が開かれているというふうに覚えておりますが、それ以来一年も休むことなく、釧路管内では標茶が一番先に皮切りということで6月の頭の辺にこの開催をして42年ぐらいになりますので、それなりに管内にも有名になりましたし、馬産家の方も力を入れてきたわけでございます。標茶は、今、馬がちよっと安いということで、それと管内のばん馬が下火になっているということで、馬も少し減ってきているようになっております。現在、家畜共済でちよっとお聞きしましたら、500頭切ったと、490頭になったと、前年に対しては50頭程度下回っていますよというようなことで、私は、全道的なそういう流れのことかなというふうにはちょっと覚えがありますけれども、このままで、これだけ馬を熱心にやっておられる方、それから四十何年続けたばん馬をやめるのはまことに残念だと。私は、いつも標茶は畜産、酪農、この振興なくしては成り立たないというふうに思っている方と訴え、話をしてみましたので、このことは、ことし1年諸般の事情で中止になったことは、私はもう終わったことで仕方ないかなと思います。今後において、私は、何人かの地元の方ですけれども、どうするのかとお尋ねしたところ、機会があればぜひまた再開をしたいと、そういう意見が強うございます。その考え方は、運営委員会の事務局に関連していると思いますが、聞いているかどうか、お尋ねします。

○委員長(菊地誠道君) 農林課長、牛崎君。

○農林課長(牛崎康人君) まず、運営の事務局という部分なのですけれども、直接的にはかわり持っておりませんで、当日お手伝いさせてもらっているという関係でございますので、まずそこはご理解いただきたいと思えます。

先ほど予算のことで申し上げましたけれども、委員おっしゃるとおり、馬産地としての

歴史ですとか、伝統ですとか、文化ですとか、そういうものをしっかり伝承していかなければならないと、ホースガールディ・イン・シベチャ、馬の祭りというのはそういう場であるという認識で予算案については、議会のほうでも可決いただいているというふうに理解しております。私の記憶違いでなければ、馬事振興会の総会かどこかの席で。ことしはやむにやまれず中止になったのだけでも、いずれは復活させたいのだと、いずれはどうか、早いうちにまたやりたいというような、そんなような発言もあったような記憶もございまして、ことしの中止が直ちに来年度以降の予算削減につながるものじゃないというふうには担当課として認識しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 率直に今、課長のほうから次年度に向けての考え方もお聞きして、私はそうあってほしいというふうに思っています。もうあさってには標茶挙げてのもうもう祭が開かれます。準備もかなり進んで、盛況になるのではないかと私も期待しております。先ほど川村委員のほうから開運橋のお祝いのお話もありまして、8月の17日には5年ぶりという花火大会も催されて町民の方が非常に喜んだと。やはりお金を使ってそれなりに町民の方が喜んでいただける、またそのことがひいては管内に名が響いて標茶の町が活発だと、こういうふうにとめられるように、私は生きたお金の使い方としてばん馬大会の予算が続行されるように、ことしのお金を来年に残していただくように、私の抱負を述べまして終わりたいと思います。

（笑い声あり）

○委員（黒沼俊幸君） では最後に、町長に私の考えにどのように対応していただけるのか、お伺いします。

（何か言う声あり）

○委員長（菊地誠道君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えいたします。

経緯等につきましては、ただいま担当課長からご説明したとおりでございまして、これは私ごとになりますけれども、ホースガールディというのは命名したのは私でございまして、先ほどの阿歴内の地区の話もあれですけれども、地域の皆さんが一体となって標茶の伝統を、今まで築き上げた伝統を守ると、それを次の世代につなげていくというのは、私どもの使命だというふうに私は思っております。ただ、今回の経過につきましては、実際に運営をされる方たちが、諸般の事情から万やむを得ない事情でもって中止をされたという具合に理解しておりますので、この体制が再度また関係者を含めて、一丸となって実施したいということになれば、当然当初の考えどおり、町としては応分の支援をしたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) 討論ないものと認めます。

これより議題4案を一括して採決いたします。

議題4案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号は原案可決すべきものと決定されました。

◎閉会の宣告

○委員長(菊地誠道君) 以上で議案第44号・第45号・第46号・第47号審査特別委員会に付託された議題4案の審査は終了いたしました。

これをもって議案第44号・第45号・第46号・第47号審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 3時15分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

年長委員 黒沼俊幸

委員長 菊地誠道